

I 北海道労働局にける最重要課題・目標・対策

- I-01 しわ寄せ防止キャンペーン月間
- I-02 第 13 次労働災害防止計画（2 年目に向けて）リーフレット
- I-03 労働災害発生状況（令和元年 9 月末現在）
- I-04 第 13 次労働災害防止計画（北海道版）
- I-05 過労死等防止対策推進シンポジウム
- I-06 過重労働解消キャンペーン
- I-07 建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット
- I-08 地域雇用活性化推進事業
- I-09 地域活性化雇用創造プロジェクト
- I-10 女性活躍推進法改正リーフレット
- I-11 生涯現役促進地域連携事業
- I-12 平成 31 年 3 月新規高等学校卒業者の職業紹介状況
- I-13 平成 31 年 3 月新規大学等卒業者の就職状況
- I-14 令和元年度ハローワークによるフリーター等正規雇用化支援事業の実績（Ⅰ）及び（Ⅱ）
- I-15 わかものハローワーク実績及びわかもの支援コーナー・窓口実績報告
- I-16 みらいっば進捗管理表（対前年比）
- I-17 障害者の就職件数、雇用状況等
- I-18 外国人労働者相談コーナー（ベトナム語）
- I-19 外国人労働者向け安全衛生小冊子
- I-20 外国人留学生採用サポート事業のご案内

II 労働行政の重要課題・目標・対策

1 雇用環境・均等行政の重点施策

- II-1-01 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！
- II-1-02 平成 30 年度個別労働紛争解決制度の施行状況

2 労働基準行政の重点施策

- II-2-01 令和元年度「北海道地域両立支援推進チーム」構成員名簿
- II-2-02 令和元年度北海道最低賃金の広報誌（紙）への掲載依頼（市町村）
- II-2-03 北海道最低賃金ポスター
- II-2-04 北海道の最低賃金
- II-2-05 北海道における新規受給者数の推移、脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移、精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議**すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



労働災害による死亡者数を20%以上、死傷者数を5%以上減少させるために！

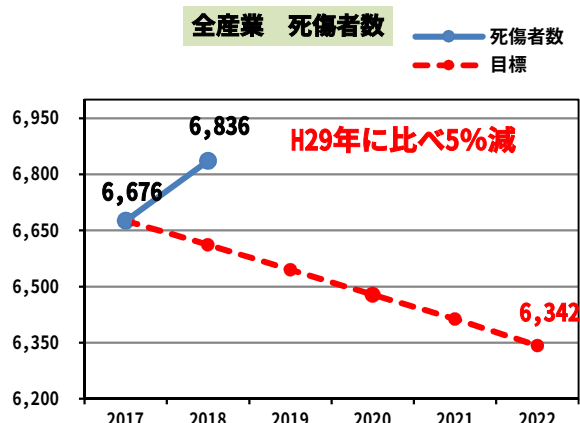
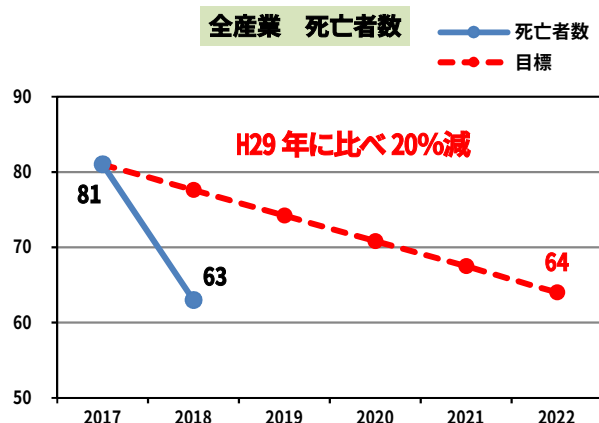
(第13次労働災害防止計画の2年目に向けて)

北海道労働局 労働基準部 安全課

北海道労働局では、第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に基づき、計画期間の5年間で、死亡者数を20%以上、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させる取組を進めています。

1年目の現状では、平成30年の死亡者数は、平成29年と比べ22.2%(18人)減少しており、目標達成の水準にありますが、死傷者数は2.4%(160人)増加しており目標達成に向けて厳しい状況にあります。

このため、第13次労働災害防止計画の2年目の北海道労働局の取組内容を北海道内の各事業場・団体にお知らせし、一層の労働災害防止に取り組んで戴くことを目的として、本リーフレットを作成しました。



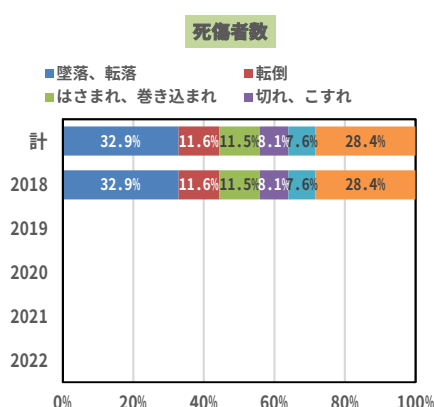
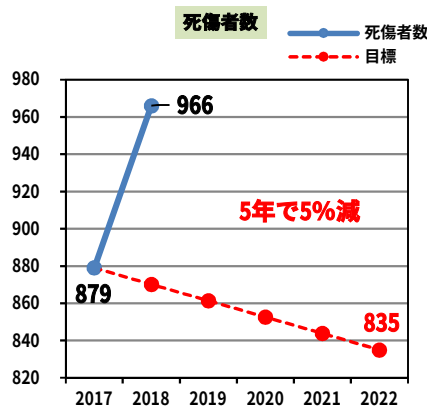
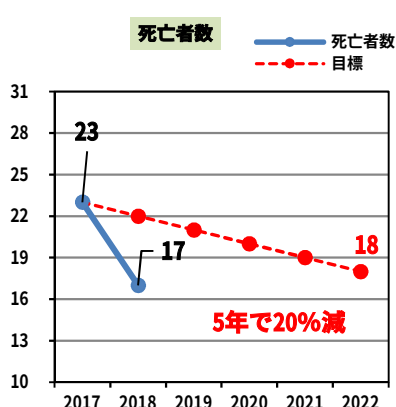
1 業種別の取組事項

(1) 建設業

[現 状]

死亡者数、死傷者数とも、「墜落・転落」によるものが3割以上と最も多く、その内、足場等からが17.9%、はしご・脚立等からが22.35%、屋根等からが18.0%となっている。

ここ数年は、足場以外からの墜落による災害が増加しているほか、建設機械等との接触、クレーン等の転倒による災害も多く発生している。



[取 組]

① 墜落・転落災害防止対策

ア 足場及び屋根・はり、建築物、はしご・脚立等からの墜落・転落防止措置の徹底

イ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成27年5月20日一部改正)に基づき、「より安全な措置」等の一層の普及促進

ウ ハーネス型墜落制止用器具の使用の普及促進

② 建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊災害防止対策、統括安全衛生管理についての取組

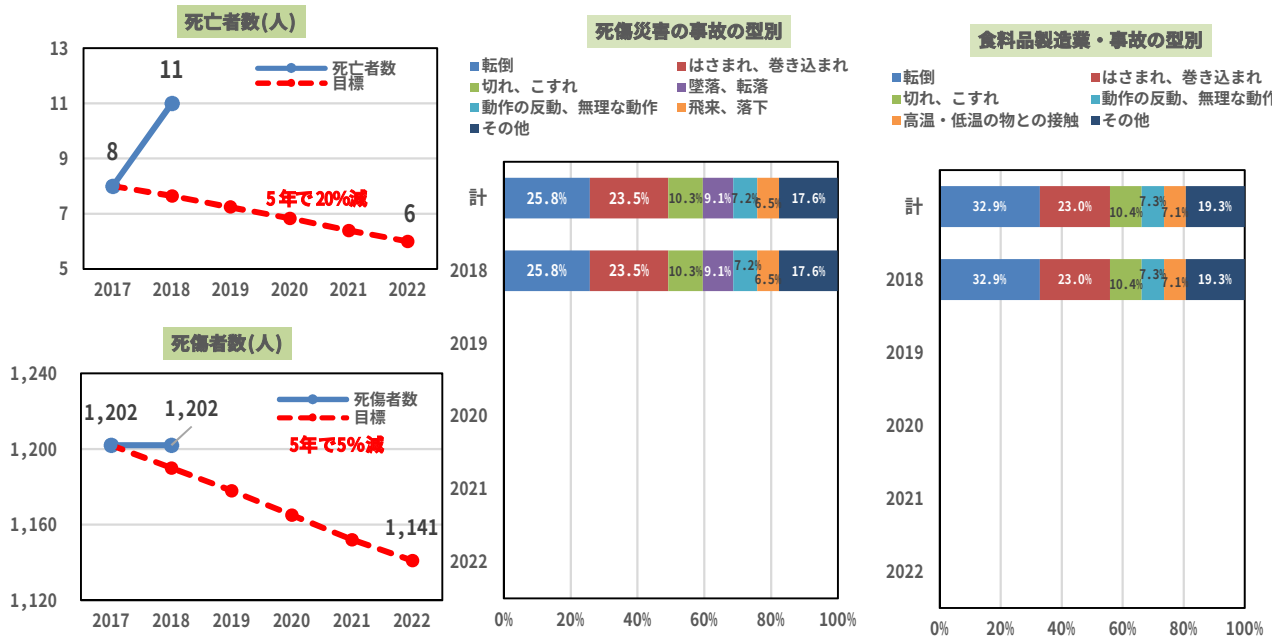
③ 災害が多発する4月～6月の建設工事着工期、7月～9月の建設工事最盛期、10月～12月の建設工事追い込み期における、各期の特徴に応じた労働災害防止対策についての取組

(2) 製造業

[現 状]

死傷災害は、「転倒」によるものが最も多く発生し、次に機械（食品加工用機械及び一般動力機械、金属・木材加工用機械等）による「はさまれ・巻き込まれ」災害であり、この二つで半数を占めている。

製造業における死傷災害のうち半数以上（51.3%）を占める食料品製造業については、「転倒」の比率が32.2%と特に高くなっている。



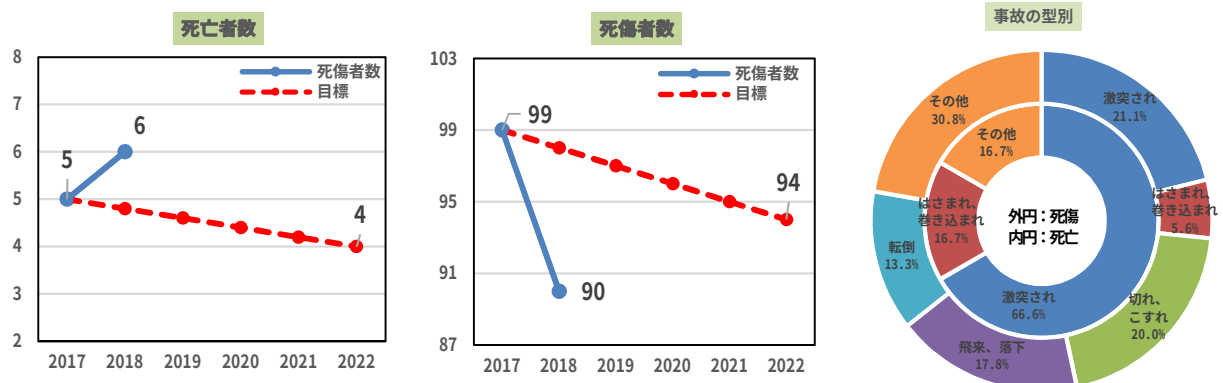
[取 組]

- ① 機械災害への安全対策の徹底
- ② 転倒災害防止対策の推進
- ③ パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する雇入時の安全衛生教育の確実な実施

(3) 林業

[現 状]

死傷者数は、2017に初めて100人を切るなど、死傷者数は減少傾向にある。しかし、死亡者数は減少しておらず、伐木作業中の発生が約5割を超えている。特にかかり木に激突される災害が多くなっている。



[取 組]

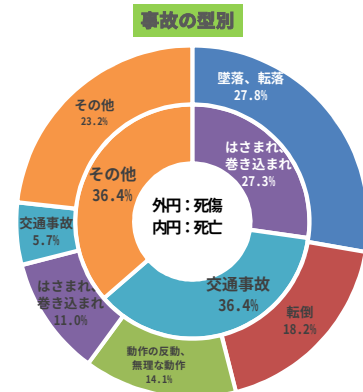
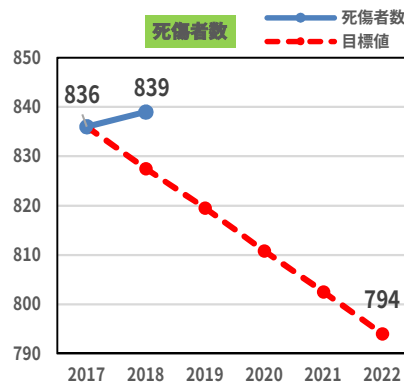
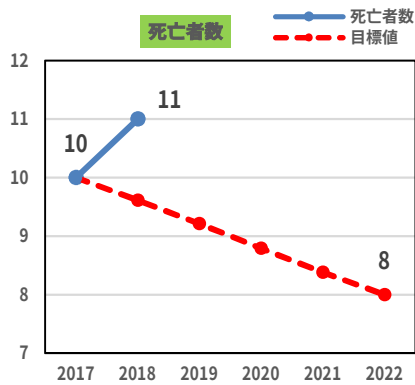
- 伐木作業における基本的な安全対策
 - ア 改正労働安全衛生規則の周知を図る。(特別教育等)
 - イ 「かかり木の処理の作業におけるガイドライン」に沿った安全作業の徹底
 - ウ 「チェーンソーによる伐木作業等作業の安全に関するガイドライン」に沿った安全作業の徹底

(4) 陸上貨物運送事業

[現 状]

死亡者数は、「交通事故」が36.4%と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が27.3%となっている。

死傷者数は、「墜落・転落」によるものが最も多く27.8%、「転倒」が18.2%、「動作の反動・無理な動作」が14.1%の順となっている。



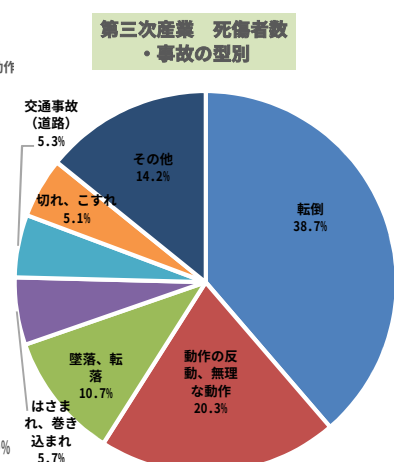
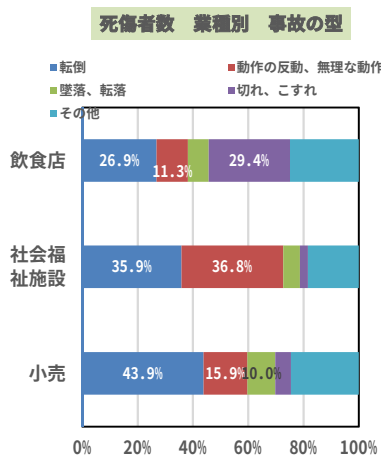
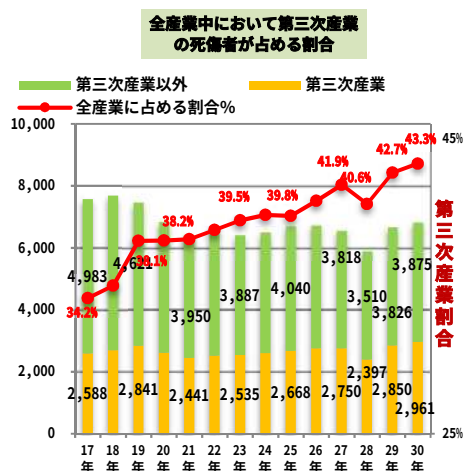
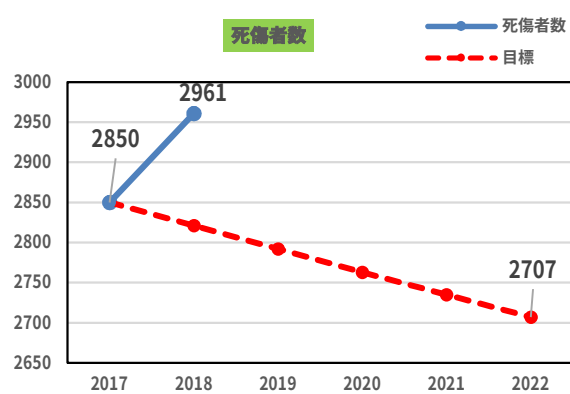
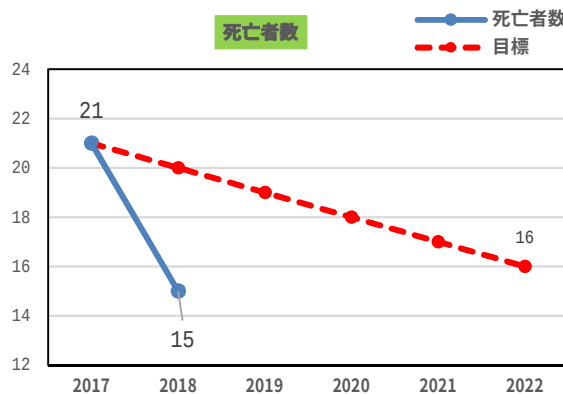
[取組]

- ① 「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づいた安全作業の徹底
 - ア 安全衛生教育の実施
 - イ 安全作業連絡書の活用
 - ウ 安全衛生協議組織の設置
- ② 「荷役作業場所のチェックリスト」の活用
- ③ 交通労働災害防止の徹底

(5) 第三次産業

[現 状]

死亡者数、死傷者数はともに減少している。事故の型別では転倒、動作の反動・無理な動作（主に腰痛）によるものが多く、特に小売業においては発生件数の43.9%が転倒災害である。



[取組]

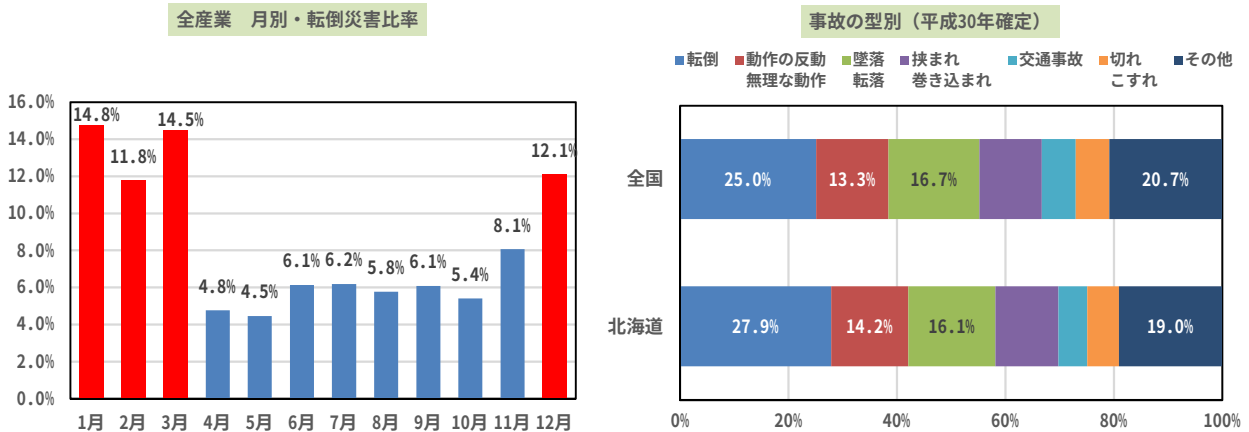
- ① 安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）
- ② 安全衛生教育による、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動等の促進
- ③ パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施
- ④ 転倒災害防止対策の推進
- ⑤ 腰痛災害が多発している社会福祉施設における腰痛予防対策の推進

2 転倒災害防止（全業種共通の重点取組事項）

【現 状】

全死傷者数のうち、転倒災害の割合は27.9%であり、全国における発生割合より2.9ポイント高くなっている。

これは、12月から3月の冬季間における発生が53.2%を占めていることから、冬季の積雪、路面等の凍結による影響が大きいと考えられる。



【取 組】

- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動（12月～3月）」の取組
- ア 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進等による、職場環境の改善
- イ 転倒しにくい作業方法の確立、作業に適した靴の着用、転倒しないための靴選び
- ウ 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所の確認と労働者への周知。通路等への凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）、屋外や屋外に通じる階段へのすべり止めの設置等

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、「交通労働災害の現状と防止対策」「STOP! 転倒災害プロジェクト」「安全衛生優良企業公表制度」「第13次労働災害防止計画」「あんぜんプロジェクト」等の安全活動に役に立つ資料を掲載していますので、ご活用ください。

北海道労働局のホームページにも、労働災害防止に関するリーフレットを掲載していますので、ご活用ください。

【掲載場所】

北海道労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について

※ 本統計は、平成30年確定値による。
(H31.4)

業種別労働災害発生状況 その1

平成31年1月1日～令和元年9月30日

北海道労働局

業種別	令和元年			平成30年			対前年		業種割合 (%)	平成30年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	40	4,142	4,182	48	4,280	4,328	-146	-3.4	100.0	63	6,773	6,836
製造業	5	712	717	9	782	791	-74	-9.4	17.1	11	1,191	1,202
食料品	2	364	366	3	401	404	-38	-9.4	8.8	3	614	617
木材・家具		65	65		85	85	-20	-23.5	1.6	1	117	118
紙・印刷		17	17		20	20	-3	-15.0	0.4		28	28
窯業・土石		31	31	1	28	29	2	6.9	0.7	2	46	48
金属・機械	2	116	118	2	126	128	-10	-7.8	2.8	2	196	198
その他	1	119	120	3	122	125	-5	-4.0	2.9	3	190	193
鉱業					2	2	-2	-100.0			3	3
土石採取業		14	14		12	12	2	16.7	0.3		18	18
建設業	12	564	576	11	571	582	-6	-1.0	13.8	17	949	966
土木工事業	4	169	173	7	189	196	-23	-11.7	4.1	9	330	339
建築工事業	7	252	259	3	235	238	21	8.8	6.2	5	368	373
木造建築業	1	71	72		73	73	-1	-1.4	1.7	1	130	131
その他		72	72	1	74	75	-3	-4.0	1.7	2	121	123
交通運輸事業	1	140	141		170	170	-29	-17.1	3.4		250	250
陸上貨物運送事業	5	505	510	9	525	534	-24	-4.5	12.2	11	828	839
道路貨物運送	5	484	489	9	494	503	-14	-2.8	11.7	11	785	796
陸上貨物取扱		21	21		31	31	-10	-32.3	0.5		43	43
港湾運送業		11	11		8	8	3	37.5	0.3		13	13
林業	7	67	74	4	52	56	18	32.1	1.8	6	84	90
水産業		67	67		69	69	-2	-2.9	1.6		116	116
商業	2	616	618	5	663	668	-50	-7.5	14.8	7	1,019	1,026
清掃・と畜業	1	275	276	3	239	242	34	14.0	6.6	3	363	366
上記以外の事業	7	1,171	1,178	7	1,187	1,194	-16	-1.3	28.2	8	1,939	1,947

死亡災害については死亡災害速報、休業災害については労働者死傷病報告書(休業4日以上)による同期間中に把握した件数の前年同期の対比である。

第13次労働災害防止計画進捗状況

9月末同月比

	死亡災害			死傷災害		
	被災者数	増減数	増減率	被災者数	増減数	増減率
基準年(平成29年)	49	-9	-18.4%	4,152	30	0.7%
2年目(令和元年)	40			4,182		

第13次労働災害防止計画の目標
 平成29年と比較して令和4年までに…
 ・死亡者数を20%以上減少させる。
 ・死傷者数を5%以上減少させる。

業種別労働災害発生状況 その2

平成31年1月1日～令和元年9月30日

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和元年			平成30年			対 前 年		業種割合 (%)	平成30年確定		
	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	増減数	増減率		死 亡	休 業	合 計
農業	1	72	73	2	68	70	3	4.3	1.7	2	109	111
畜産業	3	158	161	1	171	172	-11	-6.4	3.8	1	266	267
金融・広告業		31	31		36	36	-5	-13.9	0.7		57	57
映画・演劇業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		5	5
通信業		87	87		100	100	-13	-13.0	2.1		161	161
教育・研究業		41	41		26	26	15	57.7	1.0		52	52
保健衛生業		366	366		344	344	22	6.4	8.8	1	615	616
接客娯楽業	2	244	246	1	255	256	-10	-3.9	5.9	1	393	394
その他の事業	1	171	172	3	185	188	-16	-8.5	4.1	3	281	284
合計	7	1,171	1,178	7	1,187	1,194	-16	-1.3	28.2	8	1,939	1,947

「第三次産業」の内訳

業種別	令和元年			平成30年			対 前 年		業種割合 (%)	平成30年確定		
	死 亡	休 業	合 計	死 亡	休 業	合 計	増減数	増減率		死 亡	休 業	合 計
商業	2	616	618	5	663	668	-50	-7.5	14.8	7	1,019	1,026
うち 小売業	1	498	499	4	553	557	-58	-10.4	11.9	6	841	847
金融・広告業		31	31		36	36	-5	-13.9	0.7		57	57
映画・演劇業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.0		5	5
通信業		87	87		100	100	-13	-13.0	2.1		161	161
教育・研究業		41	41		26	26	15	57.7	1.0		52	52
保健・衛生業		366	366		344	344	22	6.4	8.8	1	615	616
うち 社会福祉施設		269	269		254	254	15	5.9	6.4	1	447	448
うち 医療保健業		83	83		78	78	5	6.4	2.0		149	149
接客・娯楽業	2	244	246	1	255	256	-10	-3.9	5.9	1	393	394
うち 飲食店		94	94		93	93	1	1.1	2.2		160	160
うち 旅館業	1	67	68		73	73	-5	-6.8	1.6		109	109
うち ゴルフ場	1	33	34	1	40	41	-7	-17.1	0.8	1	60	61
清掃・と畜業	1	275	276	3	239	242	34	14.0	6.6	3	363	366
その他の事業	1	171	172	3	185	188	-16	-8.5	4.1	3	281	284
うち 警備業		41	41	2	36	38	3	7.9	1.0	2	57	59
合計	6	1,832	1,838	12	1,850	1,862	-24	-1.3	44.0	15	2,946	2,961

第13次労働災害防止計画

厚生労働省 北海道労働局

計画期間 2018年度から5か年間

I【計画の目標】(2017年と比較して2022年までの目標)

① 死傷災害防止対策

死亡災害：20%以上減少

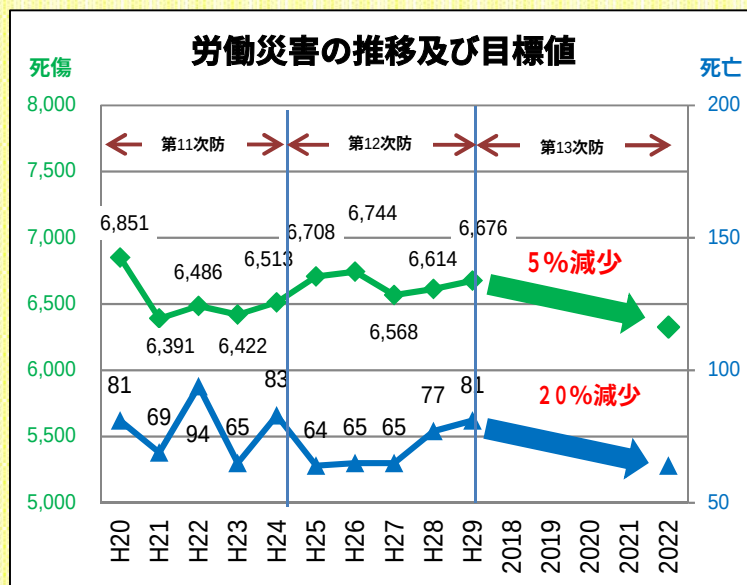
死傷災害：5%以上減少

**重点業種
(死亡対策)**

- 建設業
- 製造業
- 林業

**重点業種
(死傷対策)**

- 陸上貨物運送事業
- 小売業
- 社会福祉施設
- 飲食店



② メンタルヘルス対策等

メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の取組を行っている事業場の割合を80%以上にする。
(労働者50人以上及び特定9業種の30人以上50人未満の事業場)

腰痛対策

第三次産業
陸上貨物運送事業

腰痛による死傷者数を5%以上減少させる。

II【死亡労働災害の撲滅を目指した対策の推進】

建設業

- 墜落・転落災害防止
- 建設機械・クレーン災害防止
- 降積雪期の労働災害防止対策
- その他の対策

製造業

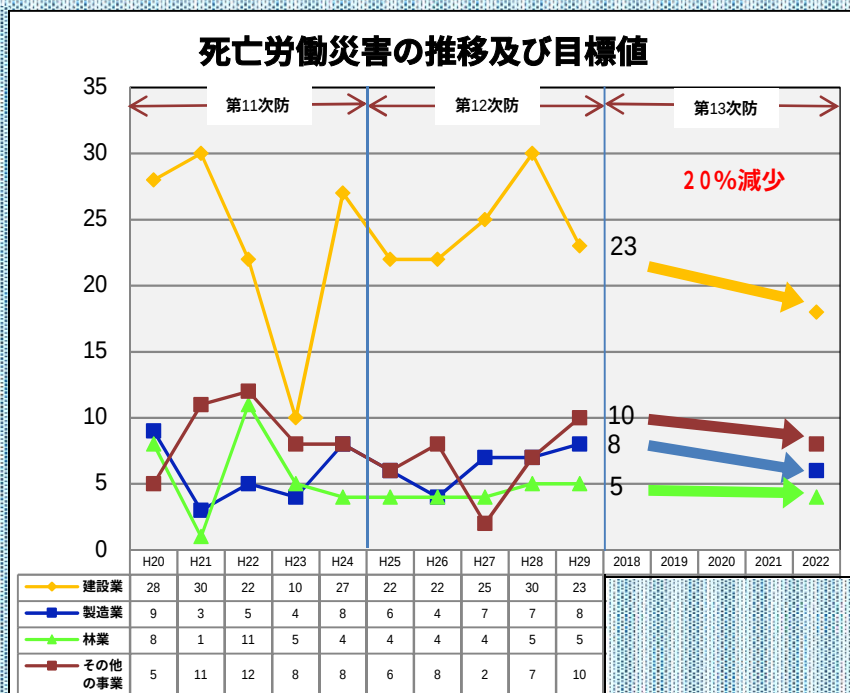
- 施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- その他の対策

林業

- かかり木処理を含む伐木造材作業の安全対策
- 振動障害予防対策
- 安全教育の強化
- 関係機関との連携、法令改正の周知

その他の業種

- 港湾貨物運送事業
- 農業・畜産、水産業



III 【過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進】

労働者の健康確保 対策の強化

- 法定の健康診断やその結果を踏まえた事後措置の徹底
- 産業医等への健康情報提供による面接指導・相談の確実な実施

過重労働による健康障害 防止対策の推進

- 時間外労働の上限規制による過重労働の防止
- 医師による面接指導の実施、労働時間の客観的把握

職場におけるメンタルヘルス 対策等の推進

- 産業医等による健康相談の確実な実施
- メンタルヘルスについて相談を受けられる職場内外の環境整備
- 高ストレス者に対する医師の面接指導等による不調の未然防止
- 集団分析結果を活用した職場環境の改善
- パワーハラスメントの対策の周知啓発

IV 【就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進】

災害の件数が増加傾向に ある又は減少がみられない 業種等への対応

- 陸上貨物運送事業
- 第三次産業
- 農業・畜産業
- 水産業

業種横断的な取組

- 交通労働災害防止対策の推進
- 転倒災害の防止対策の推進
- 冬季特有の労働災害の防止対策の推進
- 腰痛の予防対策の推進
- 熱中症の予防対策の推進
- 高齢労働者等の労働災害防止対策の推進

雇用形態の違いにかかわら ない安全衛生の推進

- 安全衛生教育、健康診断の実施
- 安全衛生委員会への参画

V 【健康確保・職業性疾病対策】

治療と職業生活の両立

- ガイドラインの周知啓発による企業の意識改革、支援体制の整備
- 両立支援コーディネーターの養成等による相談支援体制の充実

化学物質による 健康障害防止対策

- ラベル表示及び安全データシート(SDS)の入手、交付の徹底
- リスクアセスメントの実施とその結果に基づく作業改善
- 事業者への有害情報の提供、労働者への労働衛生教育の徹底

粉じん障害防止対策

- 第9次粉じん障害防止総合対策の推進
- 工事量の増加が見込まれるトンネル工事従事者の健康確保

受動喫煙防止対策

- 有害性に関する啓発、禁煙・空間分煙等対策の普及・促進



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

●基調講演



「過労死と働き方について考えよ～」

え もり こうすけ
榎森 耕助 氏
(タレント)

日時

2019年**11月18日**(月)

13:30～16:00 (受付13:00～)

会場

ホテルポールスター札幌
ポールスターホール

(札幌市中央区北4条西6丁目)

[定員] 150名

**参加
無料**

主催：厚生労働省

後援：北海道 札幌市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、札幌弁護士会、過労死防止北海道センター

北海道会場

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

- 【施策説明】 **「最近の労働基準行政の動き」**
厚生労働省北海道労働局
- 【基調講演】 **「過労死と働き方について考えよ〜」**
榎森 耕助 氏 (タレント)
- 【過労死遺族の体験報告】 北海道過労死を考える会 (家族の会)
- 【取組事例報告】 **「働き方改革への取り組み、業務量の見える化」**
浅野 剛 氏 (アートシステム株式会社 常務取締役)
- 【閉会挨拶・報告】 過労死防止北海道センター

他

講師プロフィール

せやろがいおじさん／ 榎森耕助 氏 (タレント)

お笑いコンビ・リップサービスのツッコミ担当。
コンビでTV・ラジオのレギュラーを持ち、
賞レースでも四連覇を達成する実力派。
Youtubeチャンネル「ワラしがみ」では、
せやろがいおじさんとして沖縄の美しい海を
バックに笑いを通して社会問題に物申す。
教員の過労死問題に関する動画はTwitterで
239万回再生を超えるなど注目を集めている。
赤いふんどし、赤いハチマキがトレードマーク。

●会場のご案内

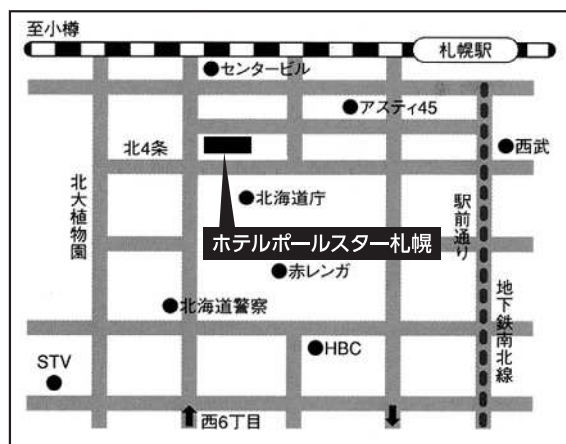
ホテルポールスター札幌 ポールスターホール

(札幌市中央区北4条西6丁目)

・JR札幌駅南口 約徒歩5分 ●会場へは公共交通機関をご利用ください。

●参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。



●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死家族
☐ その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」

・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。・個人情報はご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<http://www.p-unique.co.jp/privacy>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

北海道会場コーディネーター(過労死防止北海道センター 担当：皆川 きたあかり法律事務所) 電話：011-215-1925

毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、

詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



厚生労働省などでは、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に位置づけました。

**事業主の
皆さまへ**

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！



働き過ぎていませんか？

働くことは大切。

でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを

理解していますか。

健康のために必要なのは、

適切な労働時間と健全な労働環境。

あなたは働き過ぎていませんか？

いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

0120-794-713

10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましよ う 長 い 残 業



専用WEBサイト ▶ 過重労働解消キャンペーン

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

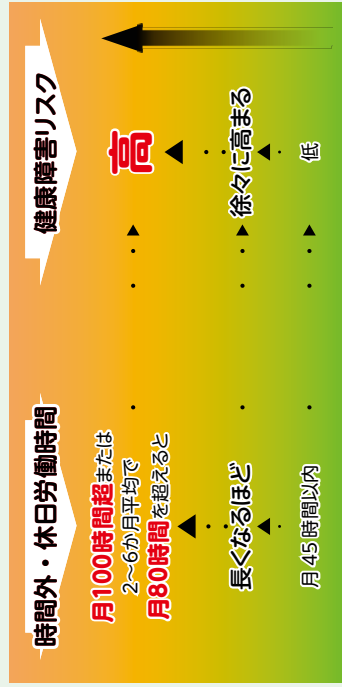
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{*1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{*2}

- ① **時間外・休日労働時間等を削減しましょう。**
 - ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2)
 - ・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
 - ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。
 - (注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。
 - (注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
 - (注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)
- ② **年次有給休暇の取得を促進しましょう。**
 - ・労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与と制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。
- ③ **労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。**
 - ・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
 - ・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{*3}

- ① **職場風土を改革しましょう。**
- ② **適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。**
- ③ **労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。**

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
※2「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)
※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. **労使の主体的な取組を促します。**

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. **重点監督を実施します。**

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. **電話相談を実施します。**

「**過重労働解消相談ダイヤル**」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年 10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル は い ! ろ う どう
労働条件相談はっとライン 0120-811-610
(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供) 労働基準 メール窓口 検索

4. **企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における7月末現在の死亡者数は昨年の8人から10人と2人増加（+25%）し、全国的に見てもワーストワンの状況です。死亡労働災害を事故の型別で見ると「墜落、転落」が4人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が2人、「転倒」、「飛来、落下」、「激突され」及び「はさまれ、巻き込まれ」が各1人となっています。

建設業の死傷労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を活用した「建設工事パトロール」を集中して実施することとします。

1 取組期間: 令和元年10月1日～12月31日(建設安全週間：10月25日～10月31日)

2 主唱者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協賛者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本土木建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部（順不同）

4 実施者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

ア 開口部の養生、危険箇所の表示
イ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
エ 作業主任者の選任、職務の励行
オ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
カ 要求性能墜落制止用器具の導入促進

重機等災害防止対策

ア 車両系建設機械
（ア）作業計画の作成
（イ）種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法
（ロ）立入禁止区域の明確化
（ハ）誘導者の配置による転落・接触防止
（ニ）主たる用途以外の使用制限
イ 移動式クレーン
（ア）作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
（イ）過負荷の制限
（ロ）アウトリガーの最大張出
（ハ）適正な玉掛用具の使用
（ニ）安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊
（ア）安定勾配の確保又は土止支保工の設置
（イ）作業開始前の地山の点検
（ロ）作業主任者の選任、職務の励行
（ハ）作業手順に基づく安全作業
（ニ）現場責任者による巡視・点検の励行
イ 構築物・仮設物等の倒壊
（ア）作業計画の作成
（イ）作業手順の確立
（ロ）避難場所の確保
（ニ）作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

火災防止対策

ア 火気の取扱い管理の徹底
イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

交通労働災害防止対策

ア 路面状況にあった安全な速度での走行
イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
（ア）第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
（イ）交通誘導者の配置
（ロ）バリゲートの設置
ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
カ 過労運転の防止
キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒災害防止対策

ア 一酸化炭素
（ア）屋内での内燃機関の使用禁止
（イ）やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
・随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
・リスクアセスメントの実施
イ 有機溶剤
（ア）換気装置の使用
（イ）送気マスク、防毒マスクの使用
（ロ）作業主任者の選任、職務の励行
（ハ）SDS（安全データシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
ウ 酸欠・硫化水素
（ア）作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
（イ）作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
（ロ）作業主任者の選任、職務の励行
（ハ）安全衛生教育の実施

建設工事追い込み期労働災害防止運動

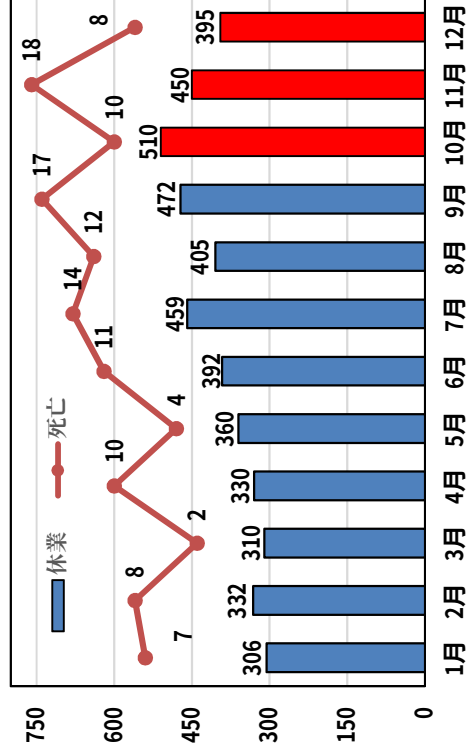
令和元年10月1日～12月31日（建設安全週間10月25日～10月31日）



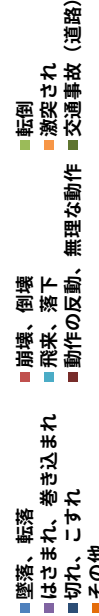
STOP! 労働災害

リスクアセスメントを実施しよう！

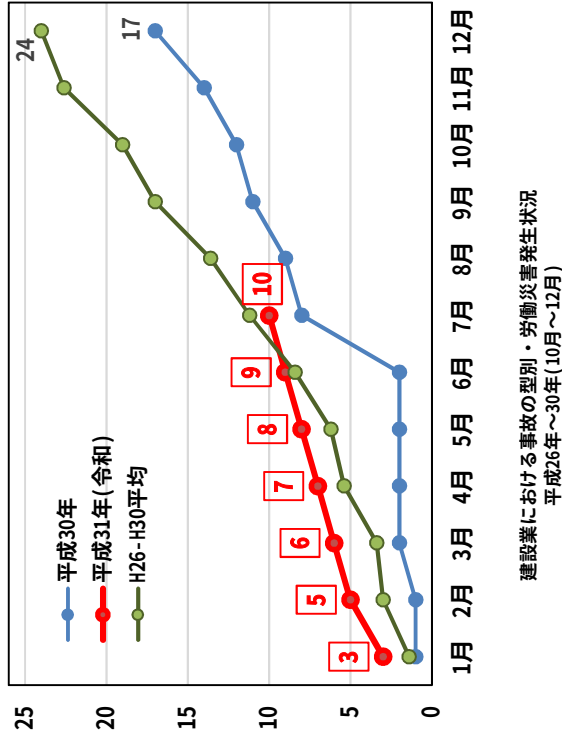
過去5年間ににおける建設業の月別死傷者数の推移（平成26～平成30年）



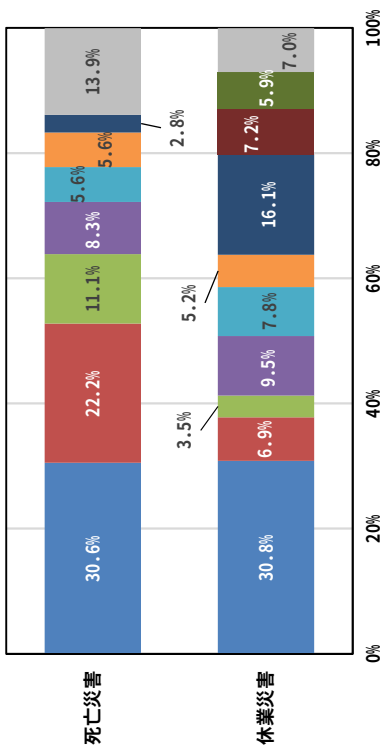
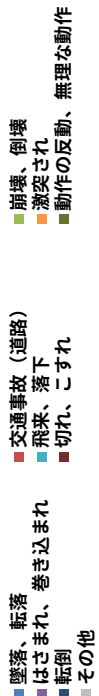
建設業における事故の型別労働災害発生状況
平成31年1月～令和元年7月



建設業における月別死亡労働災害発生状況



建設業における事故の型別・労働災害発生状況
平成26年～30年（10月～12月）



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。
【重点実施事項】

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機等災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒災害防止対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策

『新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場』



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署（支署）



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！
(令和元年10月1日～12月31日)

Safety First！『安全は何よりも優先する』

安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会社名

代表者

地域雇用活性化推進事業

《目的》

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担当人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する

【提案可能地域】

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1）を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67以下であること

② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

【事業規模（委託費上限）】

各年度4千万円

複数の市区町村で連携して実施する場合、1地域当たり2千万円／年を加算（加算上限1億円／年）

【実施期間】

3年度以内

《事業スキーム》

地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定

厚生労働省

事業選抜・評価委員会

②選抜 ④評価

中央地域雇用活性化支援アドバイザー
地域雇用活性化支援アドバイザー

①提案 ③委託

都道府県労働局

企業向け

A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力的な雇用の確保を図る講習会等の実施

例：

- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- 雇用管理改善、職域開発の必要性・手法等を学ぶ講習会
- 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力的な雇用の確保・拡大

求職者向け

B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

例：

- 地域農産品の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会
- 地域企業における職場体験講習 等

スキルアップ人材の確保

C 就職促進の取組

A、Bを利用者した事業主・求職者やU/Iターン就職希望者を対象にハローワークと連携した

- 合同企業説明会・就職面接会
- SNSによる情報発信（講習会、地域情報） 等

面接会等によるマッチング

地域活性化雇用創造プロジェクト

事業目的

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

※平成29年度は17府県で事業実施中

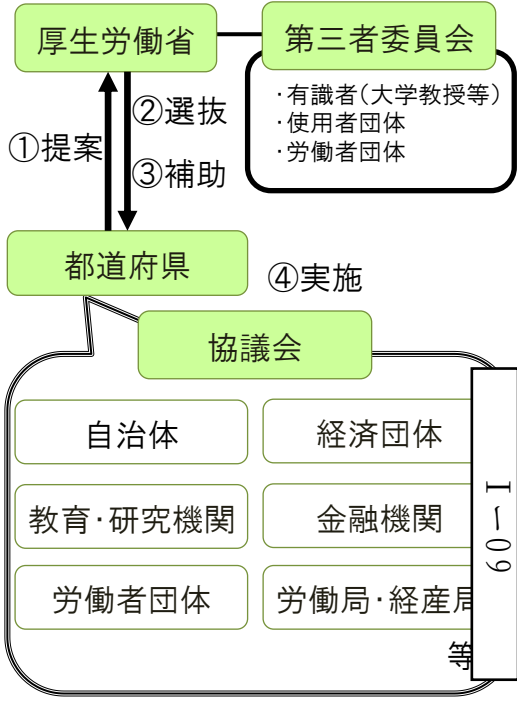
- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選抜。プランを選抜された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、実施
 - ※天災等からの産業復興に取り組んでいる場合は、戦略産業の復興に資する業種であれば指定可
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助(雇用創造効果に応じて年間上限10億円)
- 中小企業の働き方改革に資するよう、平成30年度より、中小企業特例を新設(年間上限12億円)

事業内容

以下の取組により、都道府県が行う安定的な正社員雇用の創造のための独自の事業を支援

コース名	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース	
		【新設】中小企業特例	
事業費の 上限額	250万円 × 雇用創出目標数	150万円 × 雇用創出目標数	250万円 × 雇用創出目標数
支援 メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備		
	イ. 事業主向け雇用創造メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等	イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー 専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用創出の取組の支援等	
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施		
	エ. 指定事業主雇用助成メニュー ※全額国が支給 指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)に上乗せする形で助成する取組を実施		

事業スキーム



～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後3年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① 職業生活に関する機会の提供に関する実績、
 - ② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から1項目以上公表する必要があります。

（※）現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

（※）行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

<各区分の情報公表項目のイメージ>

※詳細については、省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
・採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・男女別の採用における競争倍率 ・労働者に占める女性労働者の割合 ・管理職に占める女性労働者の割合 ・係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・役員に占める女性の割合 ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績 ・男女別の再雇用又は中途採用の実績	・男女の平均継続勤務年数の差異 ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・男女別の育児休業取得率 ・労働者の一月当たりの平均残業時間 ・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・有給休暇取得率

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します

（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし（仮称）」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

（※）認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

（※）認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

<現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組>

①一般事業主行動計画の策定・届出

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

<ステップ2> 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

<ステップ3> 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

<ステップ4> 取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

②女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

☆ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

☆ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する

「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

(URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)



☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ 一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

生涯現役促進地域連携事業

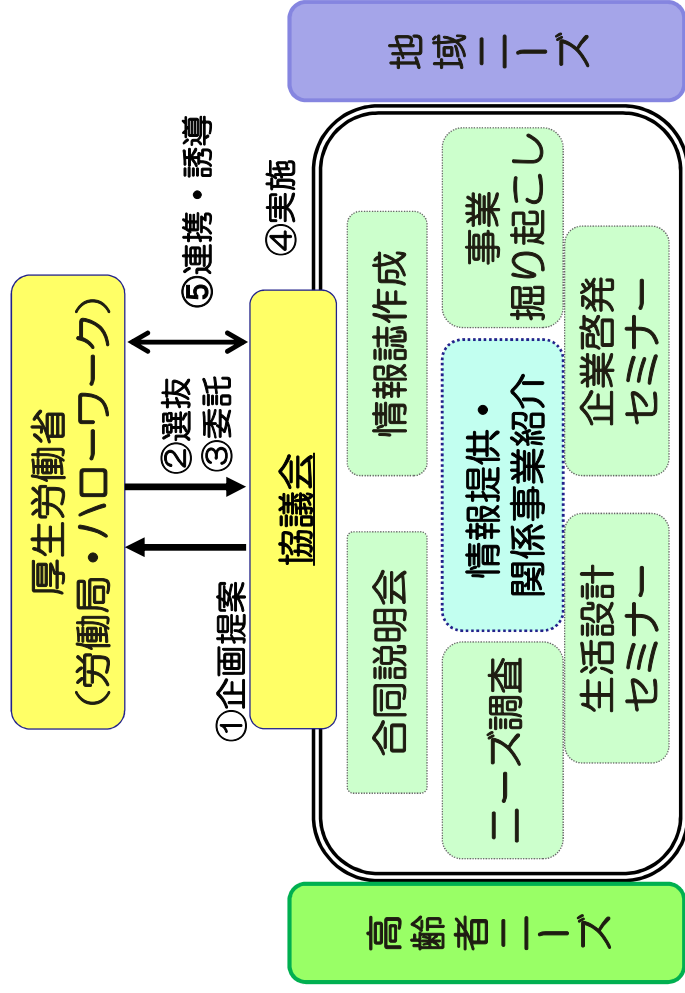
背景

- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人が企業が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業機会を確保するための協議会の設置を促進する。

事業内容

- 地方自治体が中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。

事業実施スキーム



支援メニュー例

- ① 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ② 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③ 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④ 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤ 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥ 高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出（農家レストラン、配食サービスなど）

事業規模

- 都道府県：4,000万円程度
- 政令指定都市及び特別区：3,000万円程度
- その他市町村：2,000万円程度
- 事業実施力所数：35カ所程度

事業実施主体及び期間

- 事業実施主体：協議会（地方自治体が中心となった合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間（平成29～31年度）

厚生労働省北海道労働局発表
平成 31 年 4 月 26 日

担当
厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業安定課
課長 本間 信弘
課長補佐 馳 卓也
電話 011-709-2311（内線 3675）

平成 31 年 3 月新規高等学校卒業者の職業紹介状況（3 月末現在）

－就職内定率は 98.4%（前年同月と同率）となり、過去 3 番目の高水準に－

北海道労働局（局長 福士 亘）は、道内の平成 31 年 3 月新規高等学校卒業者の職業紹介状況を調査し、平成 31 年 3 月末現在の状況を取りまとめました。

調査結果の概要

求職者数 7,393 人 *前年同月に比べ△3.2%（241 人）減少

・男女別では、男子は 4,037 人で△1.8%（74 人）、女子は 3,356 人で△4.7%（167 人）の減少となった。

道内求人数 18,953 人 *前年同月に比べ 5.1%（919 人）増加

・地域別では、札幌圏 7.0%（455 人）、苫小牧 13.7%（123 人）、釧路 11.6%（107 人）など、全道 20 地域のうち、13 地域で前年同月を上回った。

・産業別では、建設業 8.2%（268 人）、運輸業・郵便業 28.1%（213 人）、宿泊業・飲食サービス業 14.6%（210 人）など、多くの産業で前年同月を上回った。

道内求人倍率 2.56 倍 *前年同月に比べ 0.20 ポイント上昇

・前年同月の 2.36 倍を 0.20 ポイント上回り、過去最高となった。

就職内定者数 7,274 人 *前年同月に比べ△3.1%（235 人）減少

・男女別では、男子は 3,975 人で△2.2%（90 人）、女子は 3,299 人で△4.2%（145 人）の減少となった。

就職内定率 98.4% *前年同月と同率

・男女別では、男子は 98.5%で前年同月を△0.4 ポイント下回り、女子は 98.3%で前年同月を 0.5 ポイント上回った。

未内定者数 119 人 *前年同月に比べ△4.8%（6 人）減少

・男女別では、男子は 62 人で 34.8%（16 人）の増加、女子は 57 人で△27.8%（22 人）の減少となった。

・未内定者のうち、道内の就職を希望している生徒は 114 人（男子 59 人、女子 55 人）で、95.8%（男子 95.2%、女子 96.5%）の割合。

ハローワークによる未内定者に対する支援について

ハローワークでは、平成 31 年 1 月から 3 月にかけて、卒業までに未内定者が就職できるよう、学卒ジョブサポーターによる個別支援を行いました。卒業までに就職が決まらなかった未就職卒業生に対しては、引き続き、ハローワークへの来所勧奨、求人情報の送付、就職活動に関するアドバイスなど、個別支援の徹底を図ります。

＜参考＞学卒ジョブサポーターによる未内定者に対する支援実績（平成 31 年 1～3 月実績）

相談件数：935 件 就職内定者数：354 人

企業訪問件数：371 件

（参考）平成 31 年 3 月新規高等学校卒業者に係る求人申込開始及び選考開始・採用内定開始期日

求人申込の受理開始 平成 30 年 6 月 1 日 選考開始・採用内定開始 平成 30 年 9 月 16 日

平成31年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

厚生労働省北海道労働局

(各年3月末現在)

			31年3月卒			30年3月卒			対前年同月比		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
①求職者数			7,393	4,037	3,356	7,634	4,111	3,523	△ 3.2	△ 1.8	△ 4.7
②道内求人数			18,953			18,034			5.1		
			(144) 注			(139)			(3.6)		
	未充足道内求人数		12,788			11,626			10.0		
③就職内定者数			7,274	3,975	3,299	7,509	4,065	3,444	△ 3.1	△ 2.2	△ 4.2
	求人別	道 内	6,165	3,228	2,937	6,408	3,340	3,068	△ 3.8	△ 3.4	△ 4.3
		道 外	1,109	747	362	1,101	725	376	0.7	3.0	△ 3.7
	就労地別	道 内	6,657	3,482	3,175	6,896	3,555	3,341	△ 3.5	△ 2.1	△ 5.0
		道 外	617	493	124	613	510	103	0.7	△ 3.3	20.4
④未内定者数(①-③)			119	62	57	125	46	79	△ 4.8	34.8	△ 27.8
	希望地別	道 内	114	59	55	124	45	79	△ 8.1	31.1	△ 30.4
		道 外	5	3	2	1	1	0	400.0	200.0	-
⑤道内求人倍率(②/①)			2.56			2.36			p0.20		
			(112.18)注			(93.76)			(p18.42)		
⑥就職内定率(③/①×100)			98.4	98.5	98.3	98.4	98.9	97.8	p0.0	p△ 0.4	p0.5

平成31年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況の月別推移

	31年3月卒						30年3月卒					
	卒業予定者数 48,847						卒業予定者数 49,576					
	求職者数	道内求人数	就職内定者数	求職者数	道内求人数	就職内定者数	求職者数	道内求人数	就職内定者数	求職者数	道内求人数	就職内定者数
	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差	対前月差
7月末	7,752		14,663				8,245		13,004			
8月末	7,752	0	16,359	1,696			8,245	0	14,587	1,583		
9月末	7,492	△ 260	17,302	943	2,872		7,753	△ 492	16,262	1,675	3,100	
10月末	7,621	129	18,075	773	5,288	2,416	7,832	79	17,020	758	5,317	2,217
11月末	7,526	△ 95	18,519	444	6,336	1,048	7,762	△ 70	17,494	474	6,391	1,074
12月末	7,482	△ 44	18,718	199	6,656	320	7,740	△ 22	17,713	219	6,885	494
1月末	7,450	△ 32	18,845	127	6,898	242	7,721	△ 19	17,883	170	7,171	286
2月末	7,373	△ 77	18,932	87	7,148	250	7,673	△ 48	18,012	129	7,441	270
3月末	7,393	20	18,953	21	7,274	126	7,634	△ 39	18,034	22	7,509	68

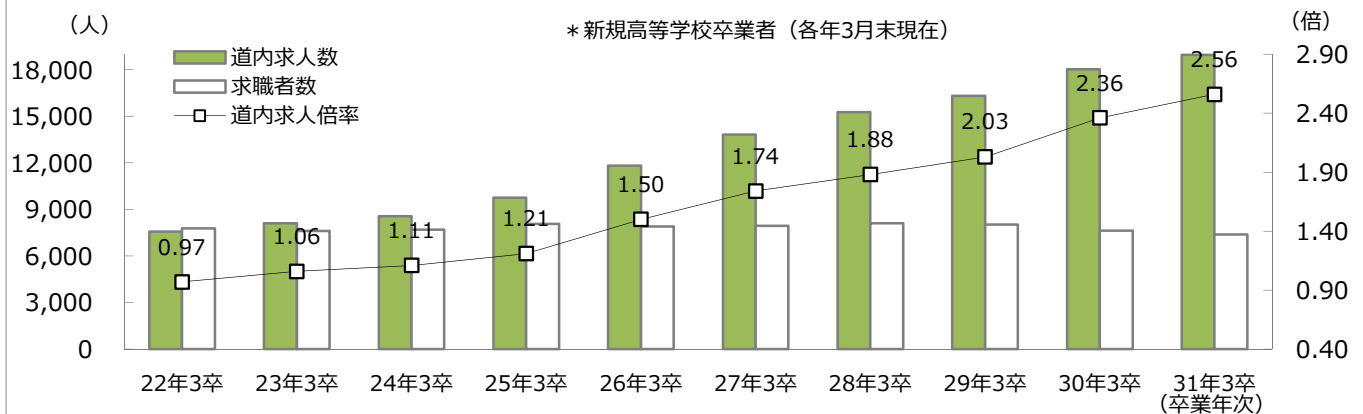
- (注) 1. ②道内求人数の()内は、派遣・請負求人数を表す。
2. ③就職内定者数の「求人別」は求人を受理した地域別に、「就労地別」は就職内定者が就労予定の地域別に道内・道外へ分かれる。
3. ④未内定者数の「希望地別」は未内定者が希望する就労地域別に道内・道外へ分かれる。
4. ⑤道内求人倍率の()内は、未充足道内求人数を未内定者数(希望地が道内の者)で除した求人倍率。
5. 卒業予定者数は各卒業年前年の5月15日現在。
6. 単位：人、%、P(ポイント)

新規高等学校卒業者の職業紹介状況の年度別推移

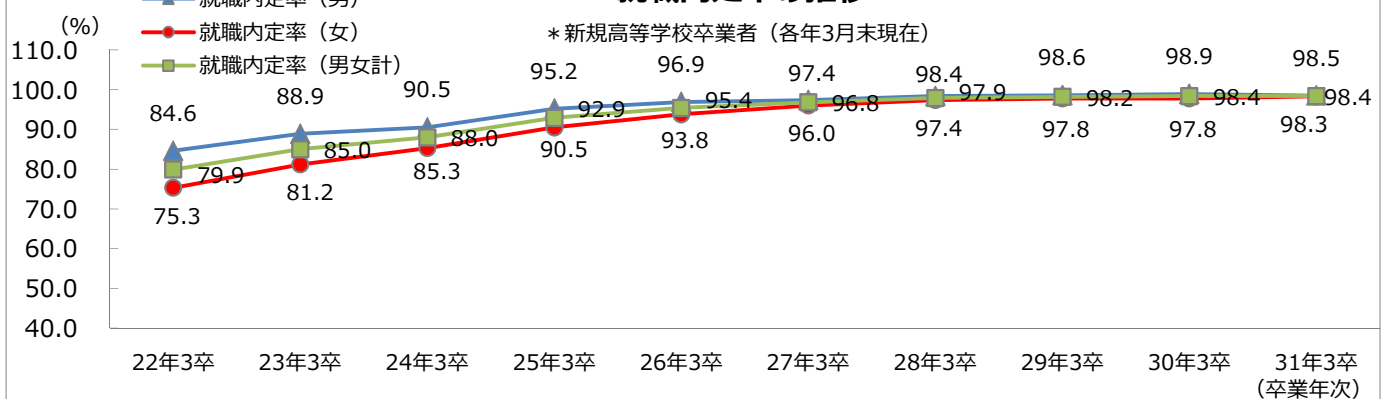
厚生労働省北海道労働局
(各年3月末現在)

			22年3卒	23年3卒	24年3卒	25年3卒	26年3卒	27年3卒	28年3卒	29年3卒	30年3卒	31年3卒		
①求職者数			7,776	7,609	7,700	8,070	7,902	7,948	8,115	8,034	7,634	7,393		
			男女別	男	3,809	3,797	3,966	4,028	3,964	4,261	4,332	4,332	4,111	4,037
				女	3,967	3,812	3,734	4,042	3,938	3,687	3,783	3,702	3,523	3,356
②道内求人数			7,577	8,101	8,572	9,770	11,825	13,827	15,271	16,324	18,034	18,953		
			未充足道内求人数		2,239	2,472	2,629	3,231	5,201	7,178	8,508	9,574	11,626	12,788
③就職内定者数			6,212	6,471	6,774	7,493	7,536	7,690	7,945	7,892	7,509	7,274		
			男女別	男	3,223	3,376	3,589	3,834	3,841	4,151	4,261	4,270	4,065	3,975
				女	2,989	3,095	3,185	3,659	3,695	3,539	3,684	3,622	3,444	3,299
			求人別	道内	5,338	5,629	5,943	6,539	6,624	6,649	6,763	6,750	6,408	6,165
				道外	874	842	831	954	912	1,041	1,182	1,142	1,101	1,109
			就労地別	道内	5,487	5,792	6,163	6,825	6,949	7,069	7,275	7,298	6,896	6,657
				道外	725	679	611	668	587	621	670	594	613	617
④未内定者数(①-③)			1,564	1,138	926	577	366	258	170	142	125	119		
			男女別	男	586	421	377	194	123	110	71	62	46	62
				女	978	717	549	383	243	148	99	80	79	57
			希望地別	道内	1,521	1,095	893	557	353	258	164	138	124	114
				道外	43	43	33	20	13	0	6	4	1	5
⑤道内求人倍率(②/①)			0.97	1.06	1.11	1.21	1.50	1.74	1.88	2.03	2.36	2.56		
⑥就職内定率(③/①×100)			79.9	85.0	88.0	92.9	95.4	96.8	97.9	98.2	98.4	98.4		
			男女別	男	84.6	88.9	90.5	95.2	96.9	97.4	98.4	98.6	98.9	98.5
				女	75.3	81.2	85.3	90.5	93.8	96.0	97.4	97.8	97.8	98.3

求職者数・道内求人数・道内求人倍率の推移

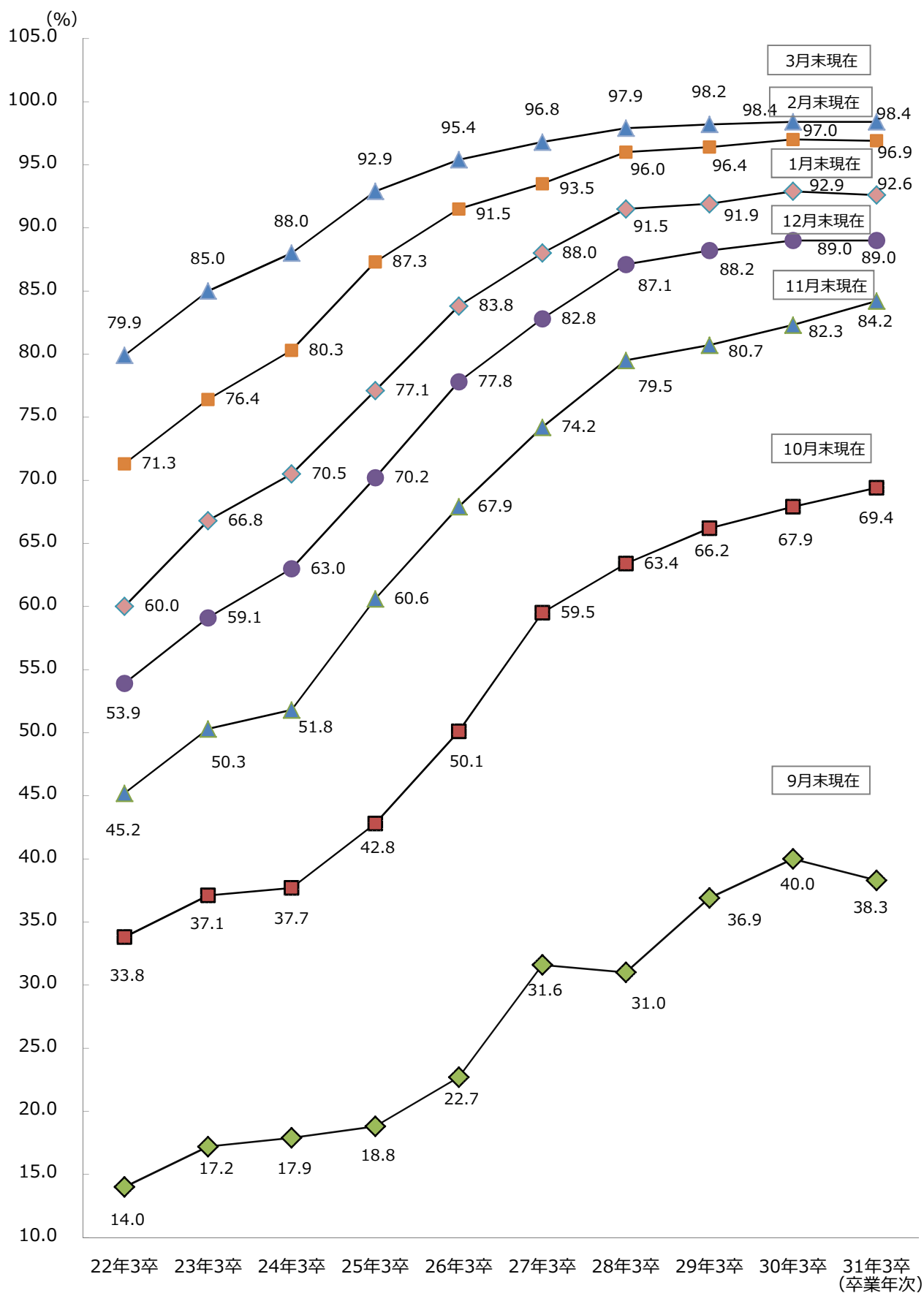


就職内定率の推移



- (注)1. ③就職内定者数の「求人別」は求人を受理した地域別に、「就労地別」は就職内定者が就労予定の地域別に道内・道外へ分かれる。
2. ④未内定者数の「希望地別」は未内定者が希望する地域別に道内・道外へ分かれる。
3. 単位：人、%、P（ポイント）

新規高等学校卒業者の就職内定率の推移



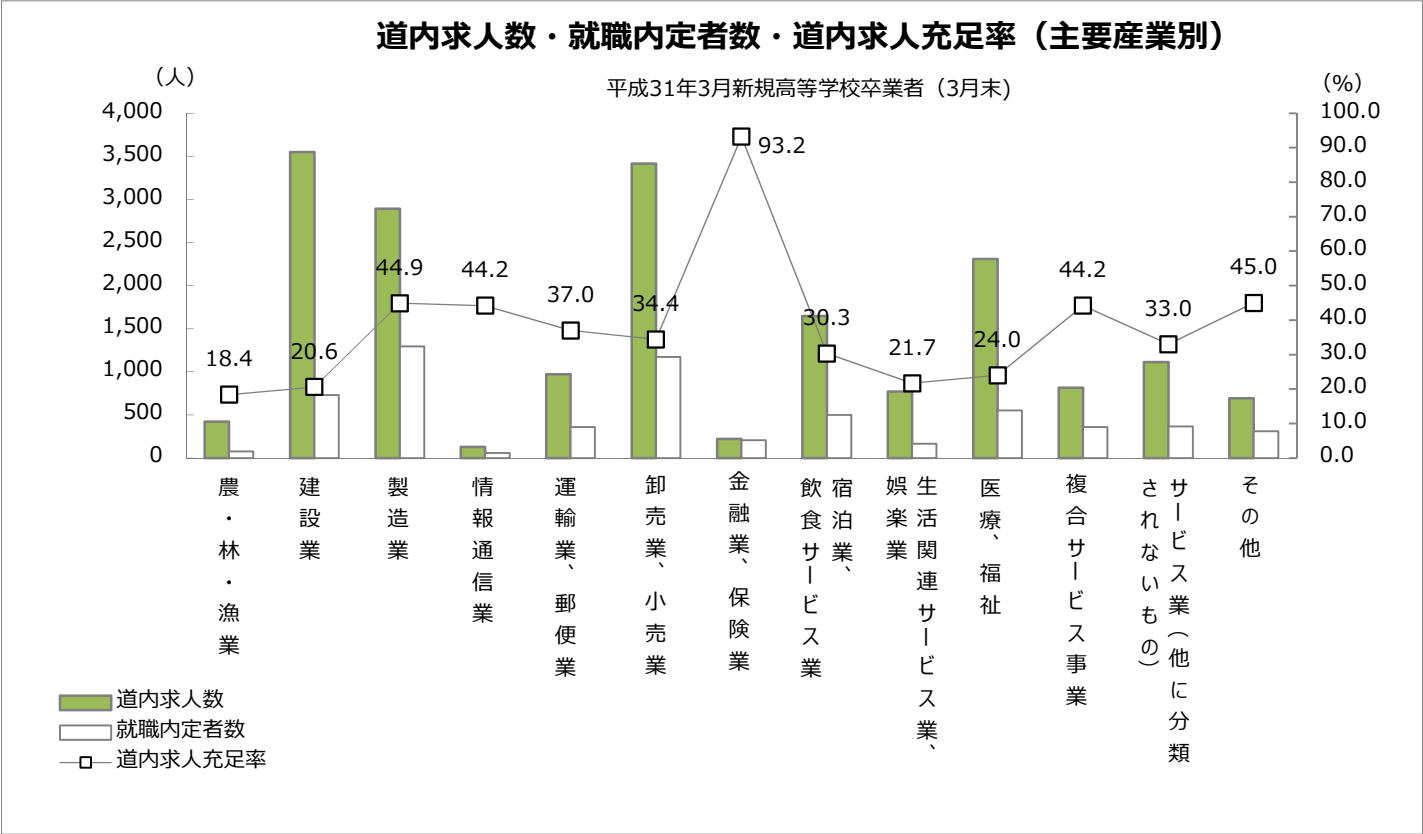
平成31年3月新規高等学校卒業者 道内求人・就職内定・道内求人充足状況

厚生労働省北海道労働局

主要産業別 道内求人数・就職内定者数・道内求人充足率 (各年3月末現在)

	①道内求人数			②就職内定者数（求人別 道内）			③道内求人充足率（②/①×100）		
	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月差
合計	18,953	18,034	5.1	6,165	6,408	△ 3.8	32.5	35.5	△ 3.0
農・林・漁業	424	394	7.6	78	82	△ 4.9	18.4	20.8	△ 2.4
建設業	3,549	3,281	8.2	732	763	△ 4.1	20.6	23.3	△ 2.7
製造業	2,891	2,790	3.6	1,297	1,353	△ 4.1	44.9	48.5	△ 3.6
情報通信業	129	123	4.9	57	41	39.0	44.2	33.3	10.9
運輸業、郵便業	971	758	28.1	359	308	16.6	37.0	40.6	△ 3.6
卸売業、小売業	3,415	3,218	6.1	1,174	1,273	△ 7.8	34.4	39.6	△ 5.2
金融業、保険業	222	256	△ 13.3	207	255	△ 18.8	93.2	99.6	△ 6.4
宿泊業、飲食サービス業	1,647	1,437	14.6	499	512	△ 2.5	30.3	35.6	△ 5.3
生活関連サービス業、娯楽業	773	817	△ 5.4	168	212	△ 20.8	21.7	25.9	△ 4.2
医療、福祉	2,308	2,481	△ 7.0	553	595	△ 7.1	24.0	24.0	0.0
複合サービス事業	817	793	3.0	361	338	6.8	44.2	42.6	1.6
サービス業（他に分類されないもの）	1,112	1,017	9.3	367	368	△ 0.3	33.0	36.2	△ 3.2
その他	695	669	3.9	313	308	1.6	45.0	46.0	△ 1.0

(注) 1.単位：人、％
2.就職内定者数（求人別 道内）は道内の安定所で受理した求人に就職内定した者の数。



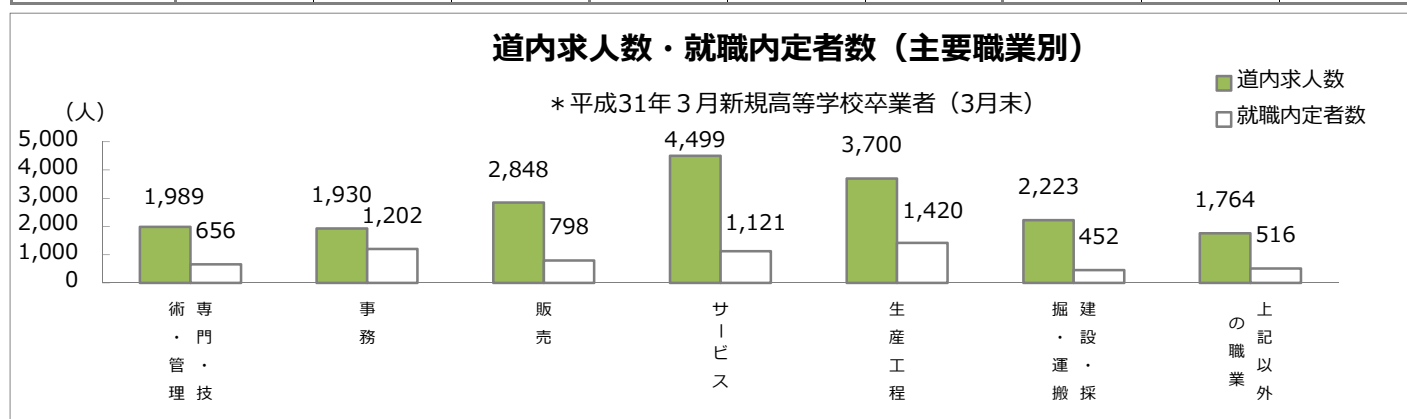
平成31年3月新規高等学校卒業生 道内求人・就職内定・道内求人充足状況

厚生労働省北海道労働局

主要職業別 道内求人数・就職内定者数・道内求人充足率

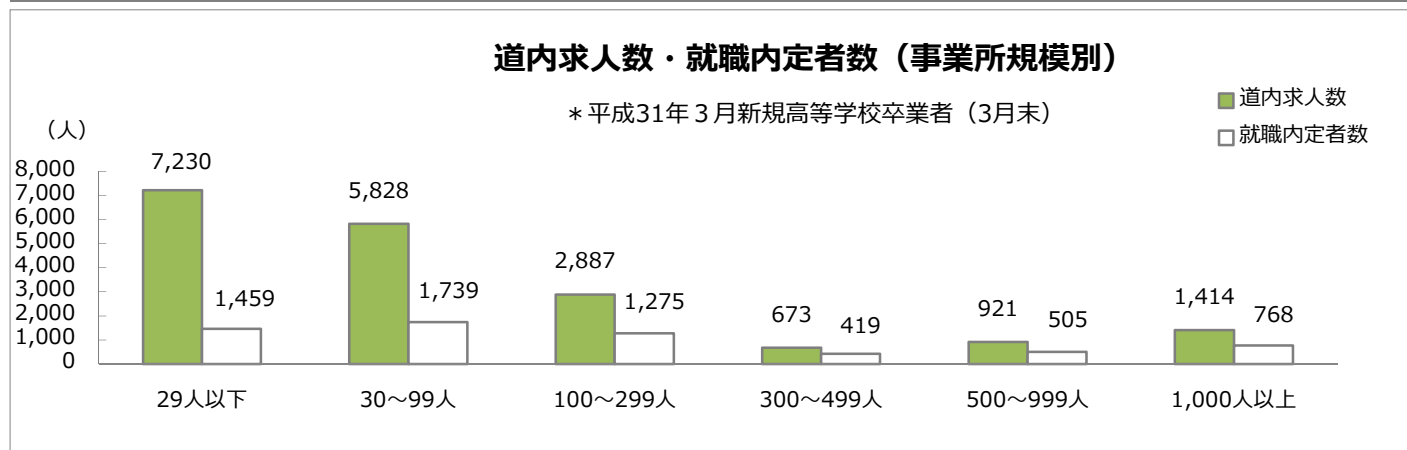
(各年3月末現在)

	①道内求人数			②就職内定者数（求人別 道内）			③道内求人充足率（②/①×100）		
	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月差
合 計	18,953	18,034	5.1	6,165	6,408	△ 3.8	32.5	35.5	△ 3.0
専 門 ・ 技 術 ・ 管 理	1,989	1,808	10.0	656	582	12.7	33.0	32.2	0.8
事 務	1,930	1,874	3.0	1,202	1,236	△ 2.8	62.3	66.0	△ 3.7
販 売	2,848	2,642	7.8	798	891	△ 10.4	28.0	33.7	△ 5.7
サ ー ビ ス	4,499	4,468	0.7	1,121	1,194	△ 6.1	24.9	26.7	△ 1.8
生 産 工 程	3,700	3,512	5.4	1,420	1,467	△ 3.2	38.4	41.8	△ 3.4
建 設 ・ 採 掘 ・ 運 搬	2,223	2,059	8.0	452	509	△ 11.2	20.3	24.7	△ 4.4
上 記 以 外 の 職 業	1,764	1,671	5.6	516	529	△ 2.5	29.3	31.7	△ 2.4



事業所規模別 道内求人数・就職内定者数・道内求人充足率

	①道内求人数			②就職内定者数（求人別 道内）			③道内求人充足率（②/①×100）		
	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月差
合 計	18,953	18,034	5.1	6,165	6,408	△ 3.8	32.5	35.5	△ 3.0
29 人 以 下	7,230	6,736	7.3	1,459	1,479	△ 1.4	20.2	22.0	△ 1.8
30 ～ 99 人	5,828	5,599	4.1	1,739	1,797	△ 3.2	29.8	32.1	△ 2.3
100 ～ 299 人	2,887	2,746	5.1	1,275	1,352	△ 5.7	44.2	49.2	△ 5.0
300 ～ 499 人	673	633	6.3	419	407	2.9	62.3	64.3	△ 2.0
500 ～ 999 人	921	835	10.3	505	553	△ 8.7	54.8	66.2	△ 11.4
1,000 人 以 上	1,414	1,485	△ 4.8	768	820	△ 6.3	54.3	55.2	△ 0.9



(注) 1.単位：人、%

2.就職内定者数（求人別 道内）は道内の安定所で受理した求人に応じた者の数。

平成31年3月新規高等学校卒業者 ハローワーク別 求職者数・道内求人数・道内求人倍率

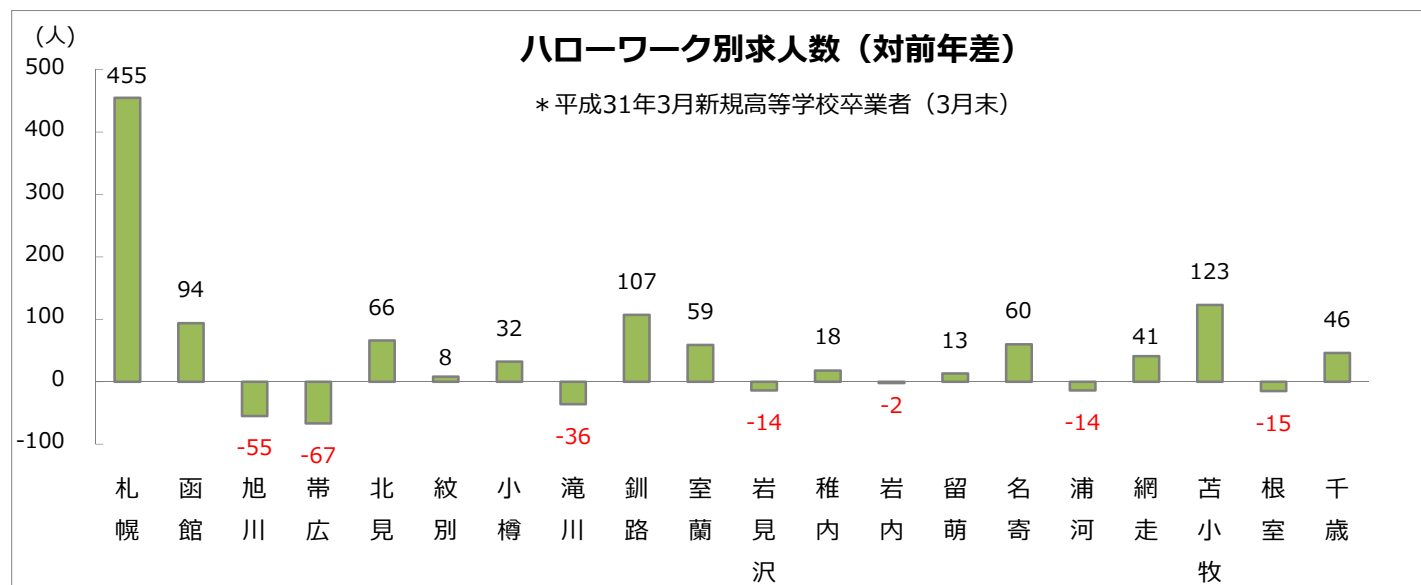
厚生労働省北海道労働局

(各年3月末現在)

	求 職 者 数									道内求人数			道内求人倍率		
	31年3月卒			30年3月卒			対前年同月比			31年3月卒	30年3月卒	対前年同月比	31年3月卒	30年3月卒	対前年同月差
	計	男	女	計	男	女	計	男	女						
全道計	7,393	4,037	3,356	7,634	4,111	3,523	△ 3.2	△ 1.8	△ 4.7	18,953	18,034	5.1	2.56	2.36	0.20
札幌	1,491	843	648	1,600	839	761	△ 6.8	0.5	△ 14.8	6,978	6,523	7.0	4.68	4.08	0.60
函館	817	452	365	824	430	394	△ 0.8	5.1	△ 7.4	1,409	1,315	7.1	1.72	1.60	0.12
旭川	696	390	306	734	419	315	△ 5.2	△ 6.9	△ 2.9	1,402	1,457	△ 3.8	2.01	1.99	0.02
帯広	692	354	338	708	352	356	△ 2.3	0.6	△ 5.1	1,753	1,820	△ 3.7	2.53	2.57	△ 0.04
北見	303	152	151	312	163	149	△ 2.9	△ 6.7	1.3	643	577	11.4	2.12	1.85	0.27
紋別	60	34	26	65	39	26	△ 7.7	△ 12.8	0.0	84	76	10.5	1.40	1.17	0.23
小樽	291	186	105	374	218	156	△ 22.2	△ 14.7	△ 32.7	462	430	7.4	1.59	1.15	0.44
滝川	264	140	124	285	162	123	△ 7.4	△ 13.6	0.8	491	527	△ 6.8	1.86	1.85	0.01
釧路	523	264	259	507	280	227	3.2	△ 5.7	14.1	1,027	920	11.6	1.96	1.81	0.15
室蘭	366	215	151	375	221	154	△ 2.4	△ 2.7	△ 1.9	792	733	8.0	2.16	1.95	0.21
岩見沢	208	107	101	205	115	90	1.5	△ 7.0	12.2	324	338	△ 4.1	1.56	1.65	△ 0.09
稚内	104	55	49	93	50	43	11.8	10.0	14.0	251	233	7.7	2.41	2.51	△ 0.10
岩内	95	49	46	98	49	49	△ 3.1	0.0	△ 6.1	192	194	△ 1.0	2.02	1.98	0.04
留萌	96	53	43	82	43	39	17.1	23.3	10.3	178	165	7.9	1.85	2.01	△ 0.16
名寄	160	87	73	157	78	79	1.9	11.5	△ 7.6	346	286	21.0	2.16	1.82	0.34
浦河	111	51	60	101	54	47	9.9	△ 5.6	27.7	242	256	△ 5.5	2.18	2.53	△ 0.35
網走	92	43	49	103	36	67	△ 10.7	19.4	△ 26.9	244	203	20.2	2.65	1.97	0.68
苫小牧	599	366	233	618	367	251	△ 3.1	△ 0.3	△ 7.2	1,020	897	13.7	1.70	1.45	0.25
根室	177	85	92	141	62	79	25.5	37.1	16.5	382	397	△ 3.8	2.16	2.82	△ 0.66
千歳	248	111	137	252	134	118	△ 1.6	△ 17.2	16.1	733	687	6.7	2.96	2.73	0.23

(注) 1.ハローワーク「札幌」については、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北の合計

2.単位：人、%、ポイント



平成31年3月新規高等学校卒業生 ハローワーク別 就職内定状況

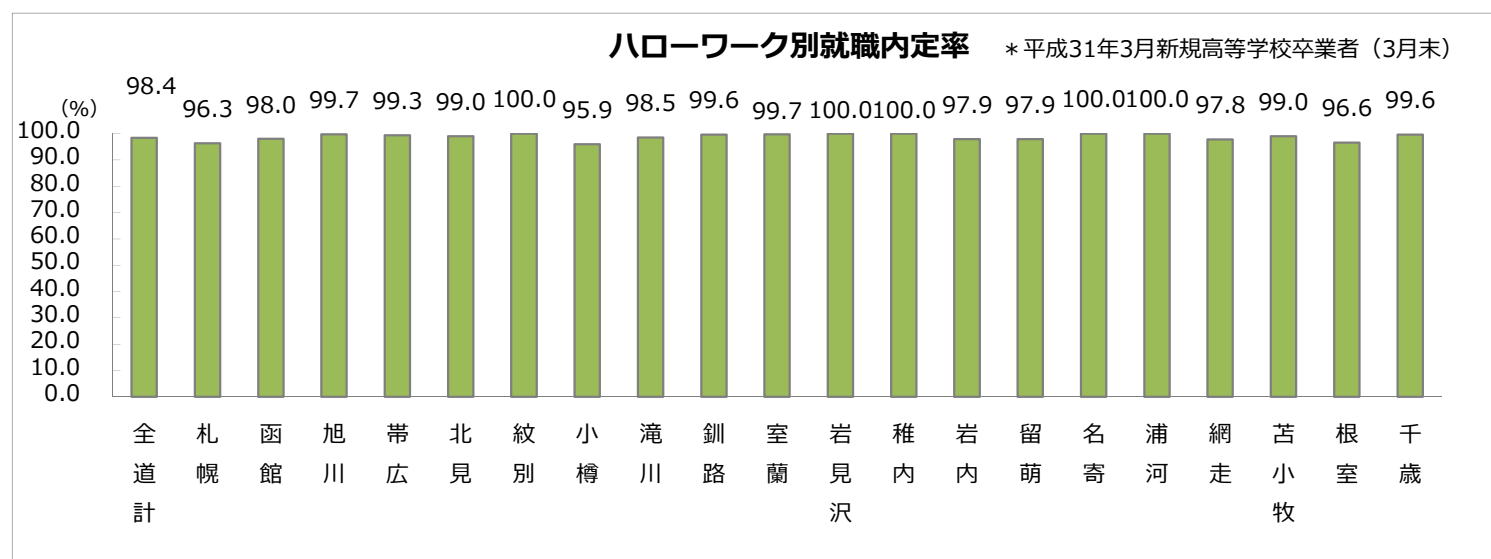
厚生労働省北海道労働局

(各年3月末現在)

	就 職 内 定 者 数									就 職 内 定 率								
	31年3月卒			30年3月卒			対前年同月比			31年3月卒			30年3月卒			対前年同月差		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
全 道 計	7,274	3,975	3,299	7,509	4,065	3,444	△ 3.1	△ 2.2	△ 4.2	98.4	98.5	98.3	98.4	98.9	97.8	0.0	△ 0.4	0.5
札 幌	1,436	811	625	1,538	815	723	△ 6.6	△ 0.5	△ 13.6	96.3	96.2	96.5	96.1	97.1	95.0	0.2	△ 0.9	1.5
函 館	801	449	352	815	429	386	△ 1.7	4.7	△ 8.8	98.0	99.3	96.4	98.9	99.8	98.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.6
旭 川	694	389	305	729	416	313	△ 4.8	△ 6.5	△ 2.6	99.7	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	0.4	0.4	0.3
帯 広	687	351	336	699	350	349	△ 1.7	0.3	△ 3.7	99.3	99.2	99.4	98.7	99.4	98.0	0.6	△ 0.2	1.4
北 見	300	150	150	306	163	143	△ 2.0	△ 8.0	4.9	99.0	98.7	99.3	98.1	100.0	96.0	0.9	△ 1.3	3.3
紋 別	60	34	26	65	39	26	△ 7.7	△ 12.8	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小 樽	279	180	99	361	214	147	△ 22.7	△ 15.9	△ 32.7	95.9	96.8	94.3	96.5	98.2	94.2	△ 0.6	△ 1.4	0.1
滝 川	260	137	123	280	157	123	△ 7.1	△ 12.7	0.0	98.5	97.9	99.2	98.2	96.9	100.0	0.3	1.0	△ 0.8
釧 路	521	263	258	505	279	226	3.2	△ 5.7	14.2	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	0.0	0.0	0.0
室 蘭	365	214	151	373	221	152	△ 2.1	△ 3.2	△ 0.7	99.7	99.5	100.0	99.5	100.0	98.7	0.2	△ 0.5	1.3
岩見沢	208	107	101	202	113	89	3.0	△ 5.3	13.5	100.0	100.0	100.0	98.5	98.3	98.9	1.5	1.7	1.1
稚 内	104	55	49	93	50	43	11.8	10.0	14.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩 内	93	49	44	97	48	49	△ 4.1	2.1	△ 10.2	97.9	100.0	95.7	99.0	98.0	100.0	△ 1.1	2.0	△ 4.3
留 萌	94	53	41	82	43	39	14.6	23.3	5.1	97.9	100.0	95.3	100.0	100.0	100.0	△ 2.1	0.0	△ 4.7
名 寄	160	87	73	157	78	79	1.9	11.5	△ 7.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
浦 河	111	51	60	101	54	47	9.9	△ 5.6	27.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
網 走	90	42	48	101	35	66	△ 10.9	20.0	△ 27.3	97.8	97.7	98.0	98.1	97.2	98.5	△ 0.3	0.5	△ 0.5
苫小牧	593	362	231	613	366	247	△ 3.3	△ 1.1	△ 6.5	99.0	98.9	99.1	99.2	99.7	98.4	△ 0.2	△ 0.8	0.7
根 室	171	81	90	141	62	79	21.3	30.6	13.9	96.6	95.3	97.8	100.0	100.0	100.0	△ 3.4	△ 4.7	△ 2.2
千 歳	247	110	137	251	133	118	△ 1.6	△ 17.3	16.1	99.6	99.1	100.0	99.6	99.3	100.0	0.0	△ 0.2	0.0

(注) 1.ハローワーク「札幌」については、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北の合計

2.単位：人、%、ポイント



(参考)

平成31年3月新規中学校卒業者の職業紹介状況

厚生労働省北海道労働局

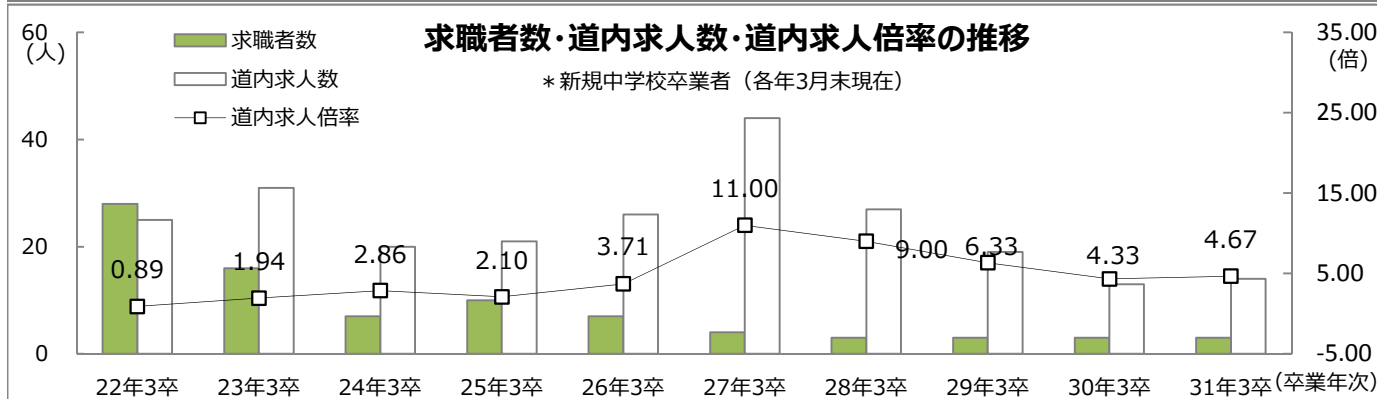
(各年3月末現在)

	31年3月卒			30年3月卒			対前年同月比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
①卒業予定者数	44,988	22,944	22,044	45,086	22,947	22,139	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.4
②求職者数	3	2	1	3	3	0	0.0	△ 33.3	-
③道内求人数	14			13			7.7		
未充足道内求人数	14			12			16.7		
④就職内定者数	1	1	0	2	2	0	△ 50.0	△ 50.0	-
求人別									
道内	0	0	0	1	1	0	△ 100.0	△ 100.0	-
道外	1	1	0	1	1	0	0.0	0.0	-
⑤未内定者数	2	1	1	1	1	0	100.0	0.0	-
希望地別									
道内	2	1	1	1	1	0	100.0	0.0	-
道外	0	0	0	0	0	0	-	-	-
⑥道内求人倍率(③/②)	4.67			4.33			p0.34		
⑦就職内定率(④/②×100)	33.3	50.0	0.0	66.7	66.7	-	p△ 33.4	p△ 16.7	-

新規中学校卒業者の職業紹介状況の年度別推移

(各年3月末現在)

	22年3卒	23年3卒	24年3卒	25年3卒	26年3卒	27年3卒	28年3卒	29年3卒	30年3卒	31年3卒
①求職者数	28	16	7	10	7	4	3	3	3	3
②道内求人数	25	31	20	21	26	44	27	19	13	14
未充足道内求人数	15	28	17	18	22	43	24	18	12	14
③就職内定者数	10	3	3	3	4	2	3	3	2	1
求人別										
道内	10	3	3	3	4	1	3	1	1	0
道外	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1
④未内定者数	18	13	4	7	3	2	0	0	1	2
希望地別										
道内	17	12	4	6	3	2	0	0	1	2
道外	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
⑤道内求人倍率(②/①)	0.89	1.94	2.86	2.10	3.71	11.00	9.00	6.33	4.33	4.67
⑥就職内定率(③/①×100)	35.7	18.8	42.9	30.0	57.1	50.0	100.0	100.0	66.7	33.3



(注) 1. 単位: 人、%、P (ポイント)

2. 卒業予定者数は各卒業年前年の5月15日現在。

3. 就職内定者数の「求人別」は求人を受領した地域別に道内・道外へ分かれる。

4. 未内定者数の「希望地別」は未内定者が希望する就労地域別に道内・道外へ分かれる。

5. 平成31年3月新規中学校卒業者に係る選考開始・採用内定開始期日は平成30年12月1日である。

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年 5 月 31 日（金）

担当 厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業安定課
課長 本間 信弘
課長補佐 馳 卓也
電話 011-709-2311（内線 3675）

平成 31 年 3 月新規大学等卒業者の就職状況

－大学の就職率は 95.2%と前年の 94.8%を上回り、統計開始以来の最高値に－

北海道労働局（局長 福士 亘）は、平成 31 年 3 月に道内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業した学生の就職状況を調査し、平成 31 年 3 月 31 日現在の状況を取りまとめました。

本調査は道内の全大学等を対象に行い、大学等において把握している就職状況を取りまとめたものです。

調査結果（就職率）

大学 95.2%

- ・前年（94.8%）を 0.4 ポイント上回り、8 年連続で前年を上回った。
- ・平成 6 年 3 月卒の統計開始以来、過去最高値となった。
- ・就職地域別では、道内就職者の割合は 59.9%と前年（60.4%）を 0.5 ポイント下回り、道外就職者の割合は 40.1%と前年（39.6%）を 0.5 ポイント上回った。

短期大学 96.2%

- ・前年（96.1%）を 0.1 ポイント上回った。
- ・就職地域別では、道内就職者の割合は 91.2%と前年（93.8）を 2.6 ポイント下回り、道外就職者の割合は 8.8%と前年（6.2%）を 2.6 ポイント上回った。

高等専門学校 99.8%

- ・前年（100.0%）を 0.2 ポイント下回った。
- ・就職地域別では、道内就職者の割合は 24.6%と前年（34.3%）を 9.7 ポイント下回り、道外就職者の割合は 75.4%と前年（65.7%）を 9.7 ポイント上回った。

専修学校 96.7%

- ・前年（96.0%）を 0.7 ポイント上回った。
- ・平成 6 年 3 月卒の統計開始以来、平成 29 年 3 月卒と同率で過去最高値となった。
- ・就職地域別では、道内就職者の割合は 82.6%と前年（84.4%）を 1.8 ポイント下回り、道外就職者の割合は 17.4%と前年（15.6%）を 1.8 ポイント上回った。

（参考）全国の就職率（平成 31 年 4 月 1 日現在）

大学 97.6%（前年を 0.4 ポイント下回る）

短期大学 98.6%（前年を 0.5 ポイント下回る）

高等専門学校 99.6%（前年を 0.4 ポイント下回る）

専修学校 96.6%（前年を 1.9 ポイント上回る）

※ 厚生労働省・文部科学省共同調査「平成 30 年度大学等卒業者の就職状況調査」より。

※「平成 30 年度大学等卒業者の就職状況調査」は、全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の中から抽出した 112 校、6,250 人を対象に、電話、面接等の方法により調査を行っており、北海道労働局の調査方法と異なる。

※「平成 30 年度大学等卒業者の就職状況調査」は年 4 回実施し、10 月 1 日現在、12 月 1 日現在、2 月 1 日現在の調査結果を就職内定率、4 月 1 日現在の調査結果を就職率として公表している。なお、北海道労働局の調査は年 1 回実施し、3 月 31 日現在の調査結果を就職率として公表している。

平成31年3月新規大学等卒業者の求職・就職状況

厚生労働省北海道労働局

(各年3月末現在)

【 大 学 】

年次/性別 区分	31年3月卒			30年3月卒			対前年同期比 (%・P)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
卒業者数 (人)	20,235	12,361	7,874	18,986	11,443	7,543	6.6	8.0	4.4
求職者数 (人)	15,916	9,351	6,565	14,978	8,635	6,343	6.3	8.3	3.5
就職者数 (人)	15,150	8,885	6,265	14,206	8,165	6,041	6.6	8.8	3.7
うち道外	6,071	4,016	2,055	5,628	3,635	1,993	7.9	10.5	3.1
就職率 (%)	95.2	95.0	95.4	94.8	94.6	95.2	0.4	0.4	0.2

【 短期大学 】

年次/性別 区分	31年3月卒			30年3月卒			対前年同期比 (%・P)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
卒業者数 (人)	2,419	443	1,976	2,399	416	1,983	0.8	6.5	△ 0.4
求職者数 (人)	1,938	219	1,719	1,996	235	1,761	△ 2.9	△ 6.8	△ 2.4
就職者数 (人)	1,865	208	1,657	1,919	229	1,690	△ 2.8	△ 9.2	△ 2.0
うち道外	165	26	139	119	25	94	38.7	4.0	47.9
就職率 (%)	96.2	95.0	96.4	96.1	97.4	96.0	0.1	△ 2.4	0.4

【 高等専門学校 】

年次/性別 区分	31年3月卒			30年3月卒			対前年同期比 (%・P)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
卒業者数 (人)	738	612	126	702	606	96	5.1	1.0	31.3
求職者数 (人)	469	384	85	434	363	71	8.1	5.8	19.7
就職者数 (人)	468	383	85	434	363	71	7.8	5.5	19.7
うち道外	353	290	63	285	237	48	23.9	22.4	31.3
就職率 (%)	99.8	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.2	△ 0.3	0.0

【 専修学校 】

年次/性別 区分	31年3月卒			30年3月卒			対前年同期比 (%・P)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
卒業者数 (人)	9,401	3,787	5,614	9,689	3,836	5,853	△ 3.0	△ 1.3	△ 4.1
求職者数 (人)	8,142	3,249	4,893	8,539	3,397	5,142	△ 4.6	△ 4.4	△ 4.8
就職者数 (人)	7,875	3,111	4,764	8,199	3,221	4,978	△ 4.0	△ 3.4	△ 4.3
うち道外	1,373	690	683	1,277	686	591	7.5	0.6	15.6
就職率 (%)	96.7	95.8	97.4	96.0	94.8	96.8	0.7	1.0	0.6

【 総 計 】

年次/性別 区分	31年3月卒			30年3月卒			対前年同期比 (%・P)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
卒業者数 (人)	32,793	17,203	15,590	31,776	16,301	15,475	3.2	5.5	0.7
求職者数 (人)	26,465	13,203	13,262	25,947	12,630	13,317	2.0	4.5	△ 0.4
就職者数 (人)	25,358	12,587	12,771	24,758	11,978	12,780	2.4	5.1	△ 0.1
うち道外	7,962	5,022	2,940	7,309	4,583	2,726	8.9	9.6	7.9
就職率 (%)	95.8	95.3	96.3	95.4	94.8	96.0	0.4	0.5	0.3

新規大学等卒業者の求職・就職状況の推移

厚生労働省北海道労働局

(各年3月末現在)

【 大 学 】

卒業年次	卒業者数 (人)	求職者数 (人)	就職者数 (人)			就職率 (%)	就職地域別割合 (%)	
				うち道内	うち道外		道内	道外
26年3月卒	17,182	13,053	11,635	7,735	3,900	89.1	66.5	33.5
27年3月卒	16,892	12,871	11,784	7,614	4,170	91.6	64.6	35.4
28年3月卒	18,793	14,604	13,716	8,590	5,126	93.9	62.6	37.4
29年3月卒	19,340	15,176	14,278	8,850	5,428	94.1	62.0	38.0
30年3月卒	18,986	14,978	14,206	8,578	5,628	94.8	60.4	39.6
31年3月卒	20,235	15,916	15,150	9,079	6,071	95.2	59.9	40.1

【 短期大学 】

卒業年次	卒業者数 (人)	求職者数 (人)	就職者数 (人)			就職率 (%)	就職地域別割合 (%)	
				うち道内	うち道外		道内	道外
26年3月卒	2,461	1,956	1,833	1,735	98	93.7	94.7	5.3
27年3月卒	2,632	2,189	2,073	1,941	132	94.7	93.6	6.4
28年3月卒	2,502	2,085	1,998	1,857	141	95.8	92.9	7.1
29年3月卒	2,445	2,026	1,952	1,816	136	96.3	93.0	7.0
30年3月卒	2,399	1,996	1,919	1,800	119	96.1	93.8	6.2
31年3月卒	2,419	1,938	1,865	1,700	165	96.2	91.2	8.8

【 高等専門学校 】

卒業年次	卒業者数 (人)	求職者数 (人)	就職者数 (人)			就職率 (%)	就職地域別割合 (%)	
				うち道内	うち道外		道内	道外
26年3月卒	773	494	489	163	326	99.0	33.3	66.7
27年3月卒	747	476	472	164	308	99.2	34.7	65.3
28年3月卒	696	441	438	185	253	99.3	42.2	57.8
29年3月卒	700	447	445	155	290	99.6	34.8	65.2
30年3月卒	702	434	434	149	285	100.0	34.3	65.7
31年3月卒	738	469	468	115	353	99.8	24.6	75.4

【 専修学校 】

卒業年次	卒業者数 (人)	求職者数 (人)	就職者数 (人)			就職率 (%)	就職地域別割合 (%)	
				うち道内	うち道外		道内	道外
26年3月卒	10,881	9,714	9,266	7,902	1,364	95.4	85.3	14.7
27年3月卒	10,323	9,166	8,836	7,386	1,450	96.4	83.6	16.4
28年3月卒	11,029	9,640	9,233	7,894	1,339	95.8	85.5	14.5
29年3月卒	10,444	9,121	8,816	7,548	1,268	96.7	85.6	14.4
30年3月卒	9,689	8,539	8,199	6,922	1,277	96.0	84.4	15.6
31年3月卒	9,401	8,142	7,875	6,502	1,373	96.7	82.6	17.4

【 総 計 】

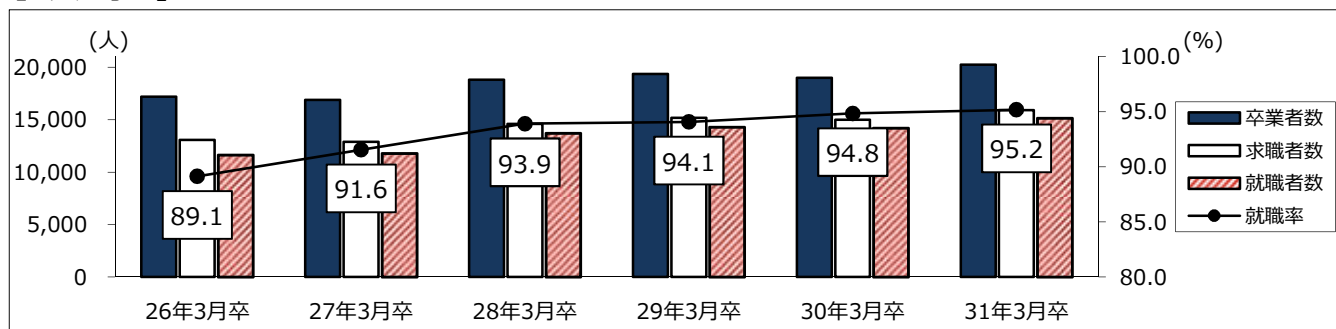
卒業年次	卒業者数 (人)	求職者数 (人)	就職者数 (人)			就職率 (%)	就職地域別割合 (%)	
				うち道内	うち道外		道内	道外
26年3月卒	31,297	25,217	23,223	17,535	5,688	92.1	75.5	24.5
27年3月卒	30,594	24,702	23,165	17,105	6,060	93.8	73.8	26.2
28年3月卒	33,020	26,770	25,385	18,526	6,859	94.8	73.0	27.0
29年3月卒	32,929	26,770	25,491	18,369	7,122	95.2	72.1	27.9
30年3月卒	31,776	25,947	24,758	17,449	7,309	95.4	70.5	29.5
31年3月卒	32,793	26,465	25,358	17,396	7,962	95.8	68.6	31.4

新規大学等卒業者の求職・就職状況の推移

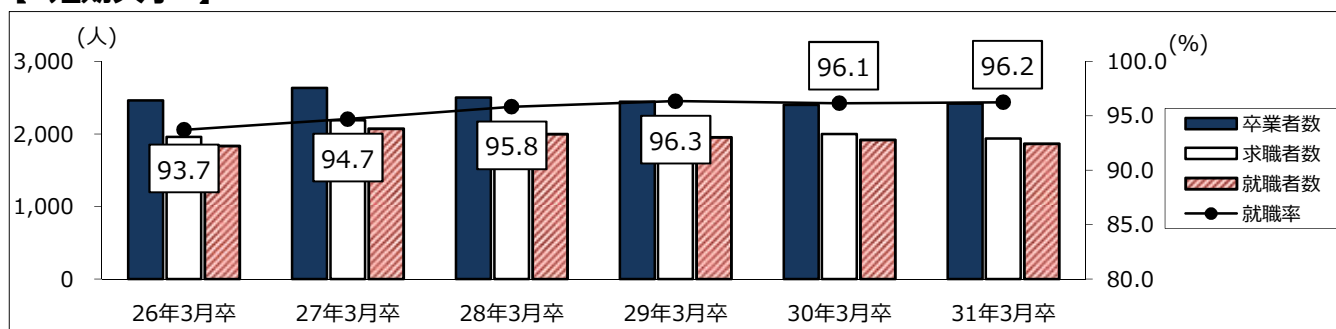
厚生労働省北海道労働局

(各年3月末現在)

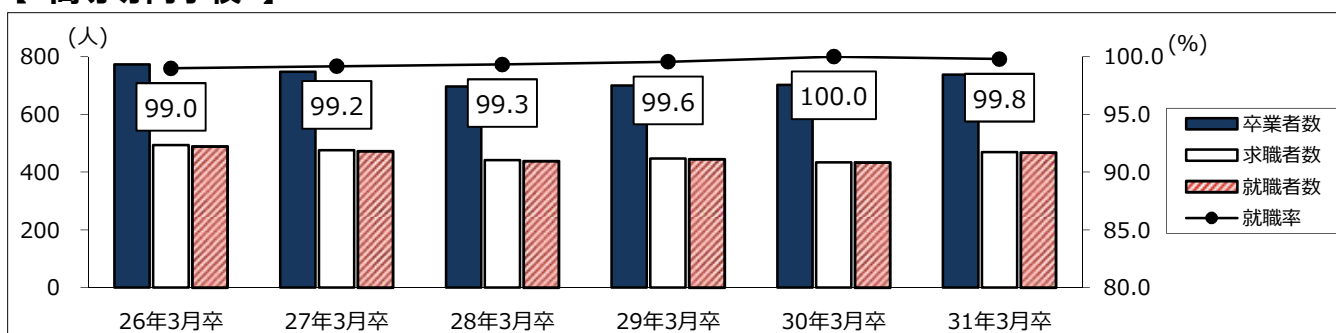
【大学】



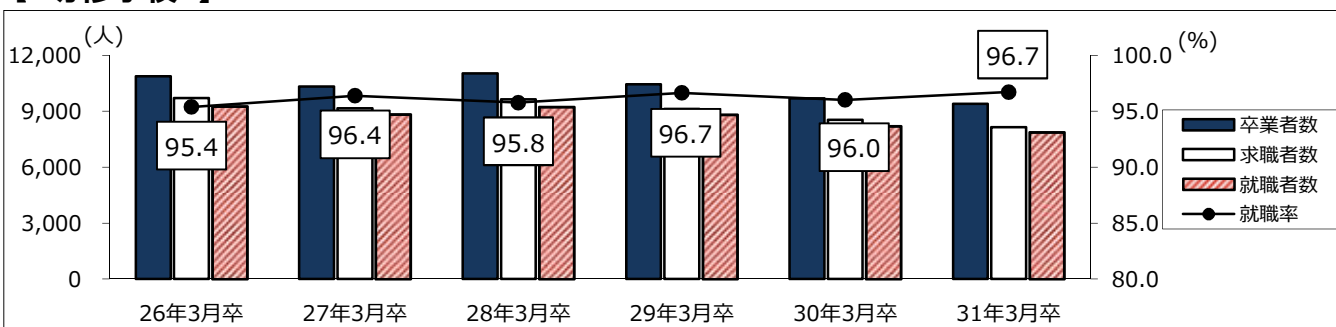
【短期大学】



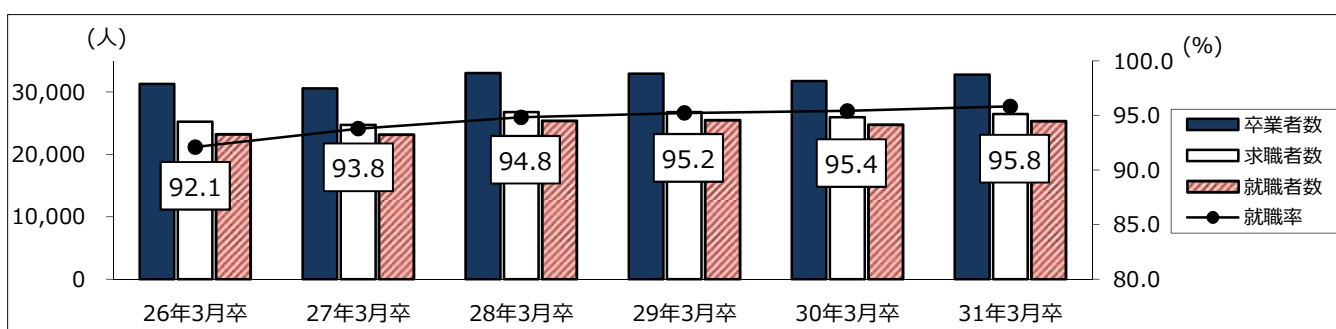
【高等専門学校】



【専修学校】



【総計】



令和元年度 ハローワークによるフリーター等正規雇用化支援事業の実績(Ⅰ)

元年度目標数に対する割合 5,142 /11,680 = 44.0 % (トライアル雇用を除く。)

○ 北海道における取扱実績

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
有効求職者	20,424	19,754	18,828	18,723	18,251								95,980
就職件数	1,192	1,092	1,031	1,066	897								5,278
トライアル雇用開始者数	50	23	29	17	17								136
就職件数計	1,142	1,069	1,002	1,049	880	0	0	0	0	0	0	0	5,142

○ 各所別就職件数

	就職目標数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計	目標数に対する進捗率
札幌	1,995	199	172	172	185	156								884	44.3
函館	1,240	102	99	96	103	89								489	39.4
旭川	770	65	65	68	69	55								322	41.8
帯広	820	73	69	69	65	45								321	39.1
北見	530	62	49	44	52	39								246	46.4
紋別	80	9	9	6	6	4								34	42.5
小樽	290	34	36	23	30	31								154	53.1
滝川	340	42	30	38	18	30								158	46.5
釧路	610	68	47	56	32	42								245	40.2
室蘭	680	64	67	58	62	41								292	42.9
岩見沢	260	28	23	24	25	16								116	44.6
稚内	90	9	9	5	8	3								34	37.8
岩内	130	11	15	11	8	6								51	39.2
留萌	60	11	6	7	9	7								40	66.7
名寄	105	23	12	6	10	13								64	61.0
浦河	135	13	13	5	12	10								53	39.3
網走	125	12	9	10	10	12								53	42.4
苫小牧	610	43	34	44	35	31								187	30.7
根室	205	31	27	15	29	11								113	55.1
札幌東	1,055	107	135	121	122	107								592	56.1
札幌北	1,130	109	116	97	122	98								542	48.0
千歳	420	27	27	27	37	34								152	36.2
計	11,680	1,142	1,069	1,002	1,049	880	0	0	0	0	0	0	0	5,142	44.0

令和元年度 ハローワークによるフリーター等正規雇用化支援事業の実績（Ⅱ）

30年度実績数に対する割合 5,142 /11,726 = 43.9 % （トライアル雇用分を除く。）

1 北海道における取扱実績

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計		対前年同 期増減数	対前年同 期増減率
	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年		
有効求職者	20,424	19,315	19,754	18,818	18,828	18,506	18,723	18,406	18,251	18,552															95,980	93,597	2,383	2.5
就職件数	1,192	1,176	1,092	1,145	1,031	996	1,066	1,102	897	1,016															5,278	5,435	▲ 157	▲ 2.9
トライアル	50	124	23	68	29	69	17	48	17	69															136	378	▲ 242	▲ 64.0
就職件数計	1,142	1,052	1,069	1,077	1,002	927	1,049	1,054	880	947	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,142	5,057	85	1.7

2 各所別就職件数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計		対前年同 期増減数	対前年同 期増減率
	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年	元年	30年		
札幌	199	154	172	191	172	165	185	176	156	164															884	850	34	4.0
函館	102	105	99	105	96	129	103	102	89	100															489	541	▲ 52	▲ 9.6
旭川	65	62	65	70	68	44	69	68	55	55															322	299	23	7.7
帯広	73	60	69	80	69	61	65	82	45	76															321	359	▲ 38	▲ 10.6
北見	62	60	49	55	44	35	52	37	39	26															246	213	33	15.5
紋別	9	6	9	7	6	4	6	5	4	3															34	25	9	36.0
小樽	34	25	36	20	23	19	30	26	31	25															154	115	39	33.9
滝川	42	39	30	40	38	38	18	35	30	36															158	188	▲ 30	▲ 16.0
釧路	68	71	47	54	56	29	32	48	42	46															245	248	▲ 3	▲ 1.2
室蘭	64	69	67	61	58	37	62	66	41	58															292	291	1	0.3
岩見沢	28	24	23	17	24	28	25	28	16	18															116	115	1	0.9
稚内	9	5	9	8	5	9	8	15	3	8															34	45	▲ 11	▲ 24.4
岩内	11	21	15	12	11	15	8	11	6	24															51	83	▲ 32	▲ 38.6
留萌	11	6	6	4	7	6	9	5	7	8															40	29	11	37.9
名寄	23	7	12	13	6	4	10	10	13	10															64	44	20	45.5
浦河	13	11	13	15	5	13	12	8	10	8															53	55	▲ 2	▲ 3.6
網走	12	18	9	16	10	11	10	11	12	12															53	68	▲ 15	▲ 22.1
苫小牧	43	59	34	54	44	42	35	47	31	43															187	245	▲ 58	▲ 23.7
根室	31	22	27	25	15	20	29	27	11	22															113	116	▲ 3	▲ 2.6
札幌東	107	88	135	94	121	95	122	119	107	97															592	493	99	20.1
札幌北	109	104	116	94	97	88	122	87	98	82															542	455	87	19.1
千歳	27	36	27	42	27	35	37	41	34	26															152	180	▲ 28	▲ 15.6
計	1,142	1,052	1,069	1,077	1,002	927	1,049	1,054	880	947	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,142	5,057	85	1.7

わかものハローワーク実績

8月累計				
項目	来所者数	新規登録者数	相談件数	就職者数
都府県				
北海道	8,297	1,007	3,671	251
宮城	3,492	353	2,629	278
福島	7,361	587	2,814	264
茨城	6,138	1,056	2,538	228
栃木	3,692	781	2,256	200
群馬	2,105	199	880	98
埼玉	2,891	639	2,891	175
千葉	3,985	795	3,985	368
東京	33,672	5,234	24,045	1597
神奈川	4,349	413	2,872	238
新潟	2,803	677	2,803	221
富山	8,955	868	3,194	365
岐阜	1,628	114	680	43
静岡	6,432	523	1,952	197
愛知	6,625	1,204	4,782	351
三重	4,163	443	2,145	272
京都	8,908	1,190	6,261	507
大阪	31,815	6,319	22,557	1667
兵庫	3,321	1,264	3,321	500
岡山	11,063	711	5,246	533
広島	18,944	2,196	7,283	722
愛媛	1,872	632	1,872	278
高知	441	165	441	133
福岡	9,548	868	3,676	498
鹿児島	6,598	946	3,076	555
計	199,098	29,184	117,870	10,539

わかもの支援コーナー・窓口実績報告（令和元年度 8月累計）

厚生労働省（霞が関）

令和元年度 8月

府県 コード	都道府県	2. わかもの支援窓口の状況			
		窓口数	①利用者の状況		就職者数合計
			新規登録者数	相談件数	
			計	計	
01	北海道	6	578	1, 263	344
02	青森	2	221	568	224
03	岩手	4	752	1, 809	429
04	宮城	2	190	525	282
05	秋田	3	277	1, 359	189
06	山形	3	489	963	246
07	福島	0	0	0	0
08	茨城	3	338	1, 018	212
09	栃木	1	29	242	25
10	群馬	4	731	3, 241	490
11	埼玉	2	444	1, 452	268
12	千葉	2	295	1, 857	154
13	東京	17	27, 188	93, 323	10, 326
14	神奈川	13	1, 589	4, 289	563
15	新潟	2	110	588	74
16	富山	1	190	403	138
17	石川	2	543	1, 422	273
18	福井	3	318	979	240
19	山梨	2	290	825	284
20	長野	4	779	2, 611	500
21	岐阜	3	562	2, 848	254
22	静岡	6	1, 735	6, 633	1, 004
23	愛知	9	780	3, 151	582
24	三重	3	152	419	100
25	滋賀	2	277	1, 069	116
26	京都	2	86	381	63
27	大阪	15	3, 751	15, 089	1, 958
28	兵庫	5	813	2, 007	410
29	奈良	0	0	0	0
30	和歌山	1	275	584	170
31	鳥取	1	102	410	73
32	島根	4	623	2, 911	346
33	岡山	1	79	269	80
34	広島	6	1, 105	3, 266	825
35	山口	5	868	2, 600	466
36	徳島	2	92	444	59
37	香川	2	537	1, 629	217
38	愛媛	4	684	2, 035	317
39	高知	2	175	460	119
40	福岡	5	2, 249	7, 678	311
41	佐賀	2	233	836	161
42	長崎	0	0	0	0
43	熊本	3	154	657	136
44	大分	2	452	1, 054	171
45	宮崎	0	0	0	0
46	鹿児島	3	427	1, 302	303
47	沖縄	2	232	783	124
-	合計	166	51, 794	177, 252	23, 626

みらいっぽ進捗管理表(対前年比)

R01年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
わかもの・新卒ハローワーク	新規登録	371	346	294	361	275								1,647
	就職数	45	45	46	47	37								220
ジョブカフェ	新規登録	351	508	392	932	250								2,433
	就職数	404	382	378	392	199								1,755
重複分	新規登録	148	114	101	141	102								606
	就職数	13	10	13	8	15								59
計	新規登録	574	740	585	1,152	423	0	0	0	0	0	0	0	3,474
	就職数	436	417	411	431	221	0	0	0	0	0	0	0	1,916

H30年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
わかもの・新卒ハローワーク	新規登録	377	346	324	328	343	262	400	312	269	369	390	519	4,239
	就職数	50	66	35	39	39	52	42	41	41	28	43	66	542
ジョブカフェ	新規登録	297	575	1,063	648	263	178	679	648	876	502	362	376	6,467
	就職数	612	616	631	625	227	241	317	318	326	301	267	126	4,607
重複分	新規登録	164	131	144	136	140	111	152	102	105	153	149	238	1,725
	就職数	17	22	13	13	10	10	14	10	13	7	11	21	161
計	新規登録	510	790	1,243	840	466	329	927	858	1,040	718	603	657	8,981
	就職数	645	660	653	651	256	283	345	349	354	322	299	171	4,988

対前年度比		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	H30年度 当月まで の累計	対前年比
わかもの・新卒ハローワーク	新規登録	-1.6	0.0	-9.3	10.1	-19.8								1718.0	-4.1
	就職数	-10.0	-31.8	31.4	20.5	-5.1								229.0	-3.9
ジョブカフェ	新規登録	18.2	-11.7	-63.1	43.8	-4.9								2846.0	-14.5
	就職数	-34.0	-38.0	-40.1	-37.3	-12.3								2711.0	-35.3
重複分	新規登録	-9.8	-13.0	-29.9	3.7	-27.1								715.0	-15.2
	就職数	-23.5	-54.5	0.0	-38.5	50.0								75.0	-21.3
計	新規登録	12.5	-6.3	-52.9	37.1	-9.2								3849.0	-9.7
	就職数	-32.4	-36.8	-37.1	-33.8	-13.7								2865.0	-33.1

障害者の就職件数、雇用状況等

【表1 平成31年度「障害者の就職件数」の目標設定と進捗状況】

区 分	累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月
目標値(件)	2,427	620	394	360	356	341	356
実績(件)	2,488	664	397	345	404	339	339
達成状況	+2.5%	+7.1%	+0.8%	-4.2%	+13.5%	-0.6%	-4.8%

【表2 障害者の職業紹介状況】

区 分	新規求職申込件数(件)		有効求職者数(件)	紹介件数(件)	就職件数(件)
		新規登録者数			
平成31年4～令和元年9月	5,290	2,584	12,867	6,949	2,488
平成30年4～9月	5,060	2,414	12,681	7,261	2,632
対前年比	+4.5%	+7.0%	1.5%	-4.3%	-5.5%

【表3 民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）】

区 分 [法定雇用率]	企業数 (企業)	対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率	法定雇用率 達成企業数 (企業)	達成企業割合
平成30年 [2.2%]	3,713	654,625.0	14,387.5	2.20%	1,795	48.3%
平成29年 [2.0%]	3,288	627,189.5	13,334.5	2.13%	1,778	54.1%
対前年差(比)	+425	+27,435.5	+1,053.0	+0.07P	+17	-5.8P

【表4 公的機関における障害者雇用状況（各年6月1日現在）】

(道知事部局及び機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等)

区 分 [法定雇用率]	機関数 (機関)	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率	法定雇用率 達成機関数 (機関)	達成機関割合
平成30年 [2.5%]	218	68,814.5	1,673.0	2.43%	161	73.9%
平成29年 [2.3%]	212	68,220.5	1,664.0	2.44%	183	86.3%

(道教育委員会及び一定の市町村の教育委員会)

区 分 [法定雇用率]	機関数 (機関)	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率	法定雇用率 達成機関数 (機関)	達成機関割合
平成30年 [2.4%]	7	37,771.5	764.5	2.02%	5	71.4%
平成29年 [2.2%]	7	37,825.5	746.5	1.97%	4	57.1%

(独立行政法人)

区 分 [法定雇用率]	法人数 (法人)	対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率	法定雇用率 達成法人数 (法人)	達成法人割合
平成30年 [2.5%]	11	10,257.0	254.0	2.48%	8	72.7%
平成29年 [2.3%]	11	10,490.5	229.5	2.19%	9	81.8%

外国人労働者相談コーナー

職場であなたがお困りの時・・・

例えば職場でこのようなことがある場合

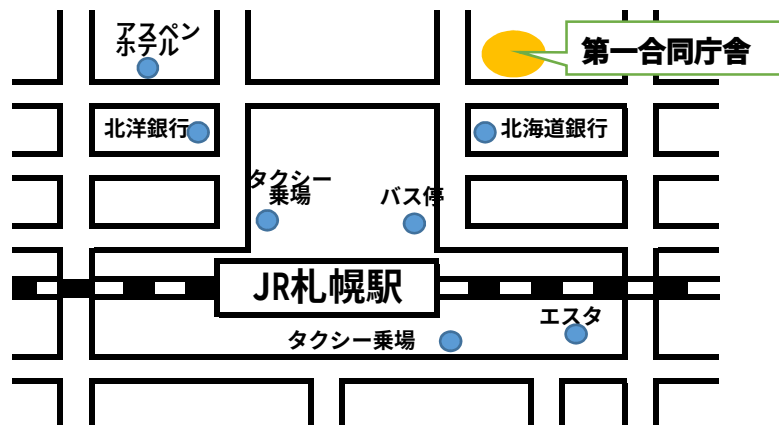
- ・突然、仕事を辞めるよう言われた
- ・賃金が引き下げられた
- ・有給休暇がもらえない
- ・契約について質問したいことがある
- ・工作中に怪我をした

など

気軽に相談に来てください

ベトナム語を話す相談員が相談にのります。

日本の労働基準法について知りたい場合には、パンフレットを差し上げます。



相談時間： 午前9時～午後4時30分
月曜日

日時は変更となる場合があります。
あらかじめお問い合わせください。

住 所： 北海道労働局労働基準部監督課
〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階

電 話： 0570-001706

Quầy thảo luận cho người lao động nước ngoài

Khi bạn gặp khó khăn ở nơi làm việc....

Ví dụ gặp những trường hợp như sau ở nơi làm việc

- Đột nhiên bạn bị nói là cho nghỉ việc.
- Tiền lương của bạn bị giảm.
- Bạn không nhận được ngày nghỉ có lương.
- Bạn có vấn đề muốn thắc mắc về bản hợp đồng
- Trong khi làm việc bạn đã bị thương.

Vân vân

Đừng ngại, hãy đến thảo luận với chúng tôi.

Có người thảo luận nói tiếng việt sẽ thảo luận với bạn.

Trong trường hợp bạn muốn biết về luật Tiêu chuẩn lao động của nhật, thì sẽ tặng cho bạn tờ rơi.



Thời gian thảo luận : Sáng từ 9 giờ đến 4 giờ 30 chiều.

Thứ 2

Có trường hợp ngày giờ sẽ thay đổi, xin hãy hỏi trước.

Địa chỉ :

Phòng giám sát tiêu chuẩn lao động cục lao động, Hokkaido.

〒060－8566

Sapporo shi, kita ku, kita 8 jou nishi 2 chome

Sapporo dai ichi goudou chosya 9 kai

Điện thoại :

0570－001706

【日本語版】

【ベトナム語版】

日本語版

北海道で働く外国人の皆様へ

安全はすべてに優先します!



日本で働く場合には、法律でいろいろな約束が定められています。
法律を守らないと処罰の対象となります。
約束を守って、安心安全な職業生活を送りましょう

厚生労働省北海道労働局 各労働基準監督署(支署)

Tiếng Việt

Gửi đến các bạn người nước ngoài làm việc tại Hokkaido

An toàn được ưu tiên hơn tất cả mọi thứ !



Khi bạn làm việc tại Nhật bản, có rất nhiều vấn đề được quy định bởi pháp luật.
Nếu bạn không tuân thủ theo luật pháp, bạn sẽ bị trừng phạt.
Bạn hãy tuân thủ quy định để an toàn, an tâm sống và làm việc.

Bộ phúc lợi công cộng, Cục lao động Hokkaido, Các văn phòng giám sát tiêu chuẩn lao động (chi nhánh)

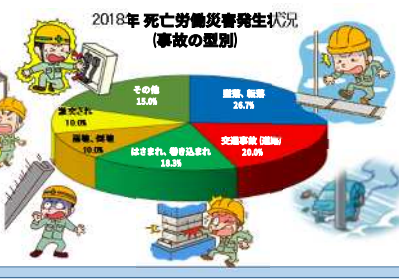
労働災害を防止するポイント

【1】職場にはさまざまな危険がある!

職場にはさまざまな危険がある!

北海道でどのような災害がどの程度発生しているかを理解し、危険への意識を高めましょう。

2018年 死亡労働災害発生状況 (事故の型別)



事故の型別	割合
転落、転倒	26.7%
交通事故 (車両)	20.0%
はさまれ、巻き込まれ	18.3%
その他	15.0%
感電	10.0%

【2】「かもしれない」で危険を意識する!

人は・・・
はさまれる 当てる 転ぶ 酸欠になる やけどする 感電する
腰を痛める 巻き込まれる ガス中毒になる 落ちる おぼれる

職場には沢山の危険が潜んでいます!

物は・・・
動く 回る 飛ぶ 落ちる 抜ける 燃える 倒れる 崩れる
爆発する 漏れる

かもしれない

労働災害を防止するポイント

Điểm chú ý phòng ngừa tai nạn lao động

【1】職場にはさまざまな危険がある!

Có rất nhiều môi nguy hiểm nơi làm việc!

Ở Hokkaido hiểu được có thảm họa gì, mức độ như thế nào sẽ xảy ra, hãy nâng cao nhận thức về sự nguy hiểm.

Năm 2018 Trạng thái phát sinh tai nạn lao động gây chết người. (loại tai nạn)



Loại tai nạn	Trạng thái phát sinh
Đột ngột	26.7%
Tai nạn giao thông (ô tô)	20.0%
Đi bộ, lái xe	18.3%
Đi bộ, lái xe	15.0%
Đi bộ, lái xe	10.0%

【2】「かもしれない」で危険を意識する!

Nhận biết nguy hiểm bởi "có thể xảy ra"!

Với người・・・
Bị kẹp, bị trúng, bị ngã, thiếu oxy, bị bỏng, bị điện giật, đau hông, bị cuốn vào, bị ngộ độc khí gas, bị ngã, bị đuối nước.

Có thể xảy ra

Có rất nhiều nguy hiểm ẩn nấp ở nơi làm việc!

Với đồ vật・・・
Di chuyển, rẽ, bay, rơi xuống, rơi ra, bị cháy, bị đổ xuống, bị gạt ló, bị nổ, bị rò rỉ.

Có thể xảy ra

【日本語版】

労働災害を防止するポイント

【3】安全な作業は正しい服装から！

- ◆作業時は定められた**安全な服装**を着用する
- ◆作業服装は**身体にピッタリ**した軽快なものとする
- ◆長袖の場合は**袖口を締め**、上着の**裾はズボンの中**に入れる



- ◆刃物やドライバー、ドリルなどを**ポケットの中**に入れて作業しない
- ◆タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、襟巻、ネクタイなど巻き込まれるおそれのあるものは着用しない

【4】決められた作業手順を守る！

- ◆定められた作業手順（作業標準）をきちんと守る
- ◆安全装置の必要性を十分理解し、外したり無効にして作業しない
- ◆作業手順に示されている作業手順を繰り返し練習し体得する
- ◆安全上やるべきこと、やってはならないことをよく理解する
- ◆慣れによるケガに注意し、軽はずみな行動や強引な動作をしない



【ベトナム語版】

Điểm phòng ngừa tai nạn lao động

【3】安全な作業は正しい服装から！

- ◆Khi làm việc phải mặc **trang phục an toàn lao động**.
- ◆Trang phục lao động thì **mặc vừa kích cỡ** và để cử động.
- ◆Đối với áo dài tay thì **đóng cúc ở cổ tay áo** và **cho áo vào trong quần**.



- ◆Khi làm việc thì không để lưỡi dao, tu vít, khoan máy vào **trong túi áo quần**.
- ◆Không được sử dụng những đồ dễ bị cuốn vào như khăn, khăn tắm, khăn quàng cổ, cà vạt ...vv ...quấn vào cổ khi làm việc.

【4】決められた作業手順を守る！

- ◆Tuân thủ đúng theo trình tự công việc (tiêu chuẩn công việc).
- ◆Phải hiểu rõ sự cần thiết của thiết bị an toàn, không được làm việc khi không sử dụng thiết bị an toàn.
- ◆Thực hành luyện tập nhiều lần trình tự công việc được huấn thi.
- ◆Phải hiểu rõ việc không được làm và việc nên làm trong an toàn.
- ◆Chú ý không gây bị thương khi đã quen việc, không làm việc bằng động tác quá vũ lực hay hành động cầu thả.



労働災害を防止するポイント

【5】4Sの励行で安全を高める！

【整理】(Seiri)

いるものといらないものをわけ、いらないものは処分すると作業効率が上がり災害のリスクも減ります



【整頓】(Seiton)

いるものを使いやすく、わかりやすく収納すると無駄な時間が減り品質も向上します



【清潔】(Seiketsu)

汚れを取り除いて身の回りをきれいにすると、製品の品質向上、食中毒予防異物混入防止が図れます



【習慣】(Syuukan)

決められたことをきちんと守ると、繰り返して意識しなくても自然に安全、衛生な行動ができるようになる

Điểm chú ý phòng ngừa tai nạn lao động

【5】4Sの励行で安全を高める！

Thực hiện việc 4S để nâng cao hiểu biết an toàn!

【Sàng lọc】(Seiri)

Hãy phân loại đồ cần và đồ không cần, đồ không cần hãy vứt bỏ thì nâng cao chất lượng công việc và phần trăm rủi ro cũng giảm.



【Sắp xếp】(Seiton)

Đồ cần thì để sử dụng và để biết nơi cất dọn, sẽ giảm được thời gian lãng phí và nâng cao chất lượng sản phẩm.



【Sạch sẽ】(Seiketsu)

Hãy làm sạch bụi bẩn tạo môi trường xung quanh sạch sẽ. Nâng cao chất lượng sản phẩm, phòng ngừa ngộ độc thực phẩm và dị vật lẫn vào.



【S ăn sóc】(Syuukan)

Tuân thủ đúng các việc được quy định, thì tự nhiên bạn sẽ có hành động về an toàn vệ sinh mà không cần phải ý thức.

参加
無料

外国人留学生 採用サポート事業のご案内

この度、キャリアバンク株式会社では、厚生労働省より外国人留学生採用サポート事業を受託いたしました。
以下のセミナーや合同企業説明会、インターンシッププログラムを実施し、優秀な外国人留学生を採用するサポートをさせていただきます。ぜひご参加いただきますようご検討をよろしくお願いいたします。

1 企業様向けセミナー～外国人採用についてのセミナー～

開催日時	第1回: 令和1年6月4日(火) 13:30～15:30 帯広開催: 6月5日(水) 第2回: 令和2年2月13日(木) 13:30～15:30 旭川開催: 2月12日(水)
対象者	外国人採用を検討中の企業
定員	各回30社
場所	キャリアバンク株式会社 セミナールーム
内容	外国人材採用の現状と今後、外国人材の採用の成功事例・失敗事例、注意点、就労ビザの種類などを分かりやすく説明します。

2 企業説明会・就職面接会「おしごと in HOKKAIDO」

開催日時	第1回: 令和1年6月29日(土) 13:00～17:00 第2回: 令和1年10月5日(土) 13:00～17:00
対象者	外国人採用を検討中の企業 × 就職活動中の外国人留学生
定員	各回25社
場所	キャリアバンク株式会社 セミナールーム
内容	外国人留学生に向けて、企業アピールをして頂いた後、就職面接会を開催します。 たくさんの優秀な外国人材と出会えるチャンスです！

3 インターンシッププログラム～外国人と一緒に働く体験をしてみませんか？～

開催日時	通年(応相談)
対象者	外国人採用を検討中の企業 × 北海道の大学、大学院に在籍する留学
場所	各実習先にて
内容	1～2週間の間、外国人留学生をインターンシップ生として受け入れてみませんか？ 社内のグローバル感覚が磨かれたり、外国人受け入れ体制の改善点が発見でき、 正式採用のきっかけにつながります。留学生への報奨は必要ありません！

4 内定者・外国人若手社員向け研修

開催日時	第1回: 令和1年6月25日(火)・6月26日(水) 15:00～18:00 第2回: 令和2年3月17日(火)・3月18日(水) 15:00～18:00
対象者	日本企業に内定が決まった外国人・入社1～2年目等の外国人社員
場所	キャリアバンク株式会社 セミナールーム
内容	社会人としての心構え、職場での異文化理解、ビジネス日本語、電話対応マナーなど、 新入社員の基礎となる内容を2日間かけてしっかり研修します。

お申込・お問い合わせ

CAREER BANK
キャリアバンク株式会社

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目7番地 Sapporo55ビル5階
TEL: 011-251-5817 FAX: 011-231-5133
Email: ryugakusei@career-bank.co.jp
URL: <http://www.ryugakusei-support.com/>

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))

※ セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます

- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努める**こととされます

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます

※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。 [あかるい職場応援団 HP](#) [検索](#)

- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。 [職場でのハラスメントでお悩みの方へ](#) [検索](#)



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)



厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年6月28日

担
当

厚生労働省
北海道労働局 雇用環境・均等部
指導課
指導課長 八島 寿春
労働紛争調整官 細川 哲義
労働紛争調整官 石村 麻由子
電話 (011) 788-7875

北海道労働局における 『平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況』

～総合労働相談件数は3万7千件超、内容は「いじめ・嫌がらせ」が8年連続最多～

北海道労働局（局長 ^{ふくし} 福士 ^{わたる} 亘）は、「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 1 **平成30年度の総合労働相談件数は37,666件**であり、前年度に比べて3,738件増加し、**依然高止まり**。
- 2 民事上の個別労働紛争相談件数も、前年度に比べて1,049件増加した。内容は**「いじめ・嫌がらせ」が4分の1以上を占め、8年連続最多**。
- 3 相談件数・「助言・指導」申出・あっせん申請件数すべてが増加した。
 - ・総合労働相談件数（※1） 37,666件 （前年度比3,738件増、11.0%増）
 - うち民事上の個別労働紛争相談件数（※2） 8,743件 （同 1,049件増、13.6%増）
 - ・助言・指導（※3）申出受付件数 288件 （同 28件増、10.8%増）
 - ・あっせん（※4）申請受理件数 260件 （同 4件増、1.6%増）

※1 「総合労働相談」：北海道労働局、道内労働基準監督署（支署）内18か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。

※2 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。

※3 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、北海道労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※4 「あっせん」：北海道労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や特定社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

【北海道労働局の取組】

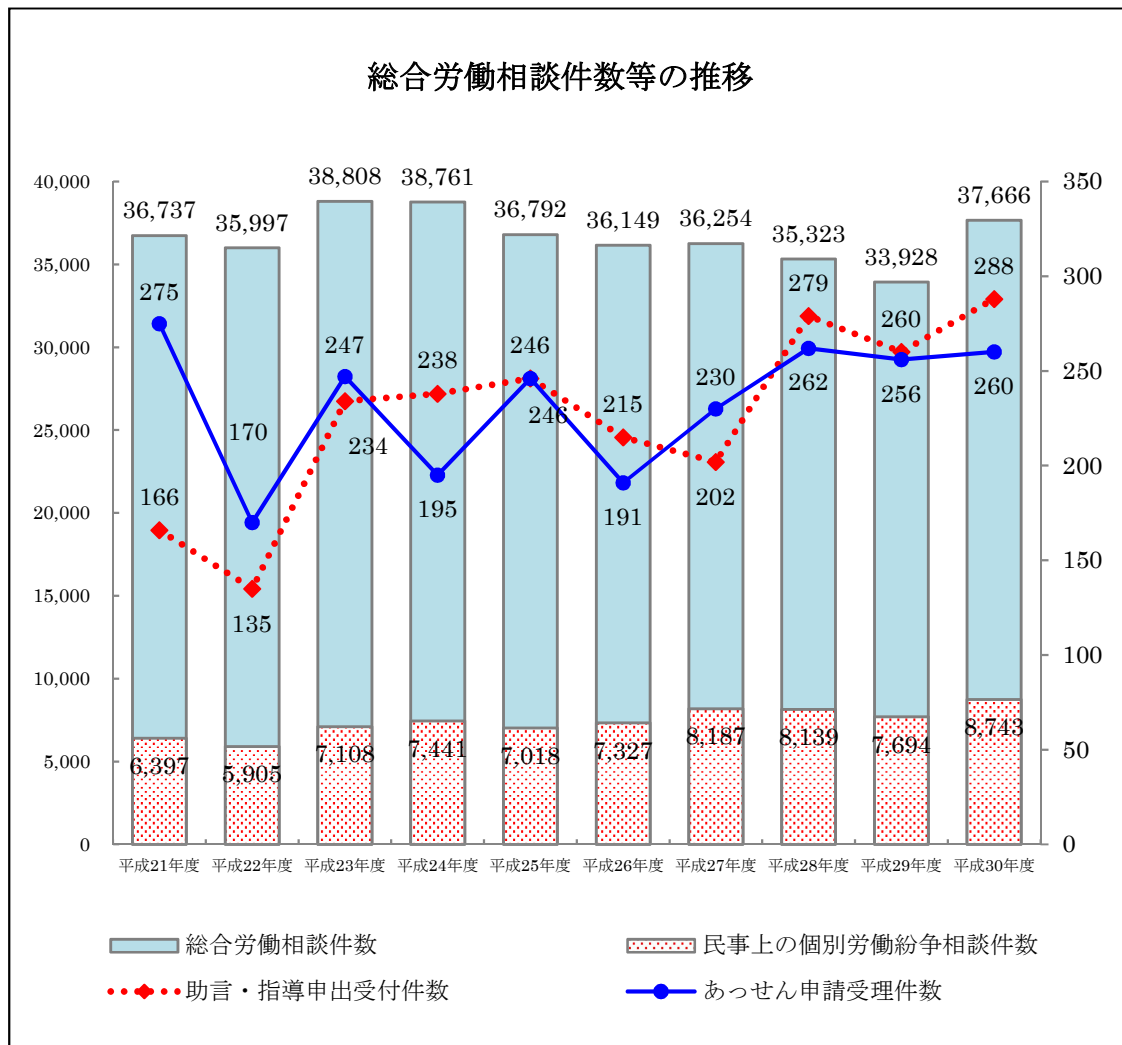
総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、紛争の迅速な解決に取り組めます。

1 総合労働相談件数の推移と内容

(1) 総合労働相談コーナーをはじめとする北海道労働局全体に寄せられた総合労働相談件数は、平成30年度は37,666件であり、前年度に比べて3,738件増加し、依然として高止まりしている。

このうち、『いじめ・嫌がらせ』、『自己都合退職』、『解雇』等の、民事上の個別労働紛争に係る相談は8,743件(相談全体の23.2%)で、前年度(7,694件、同22.7%)に比べ、件数・相談全体に占める割合ともに増加した。

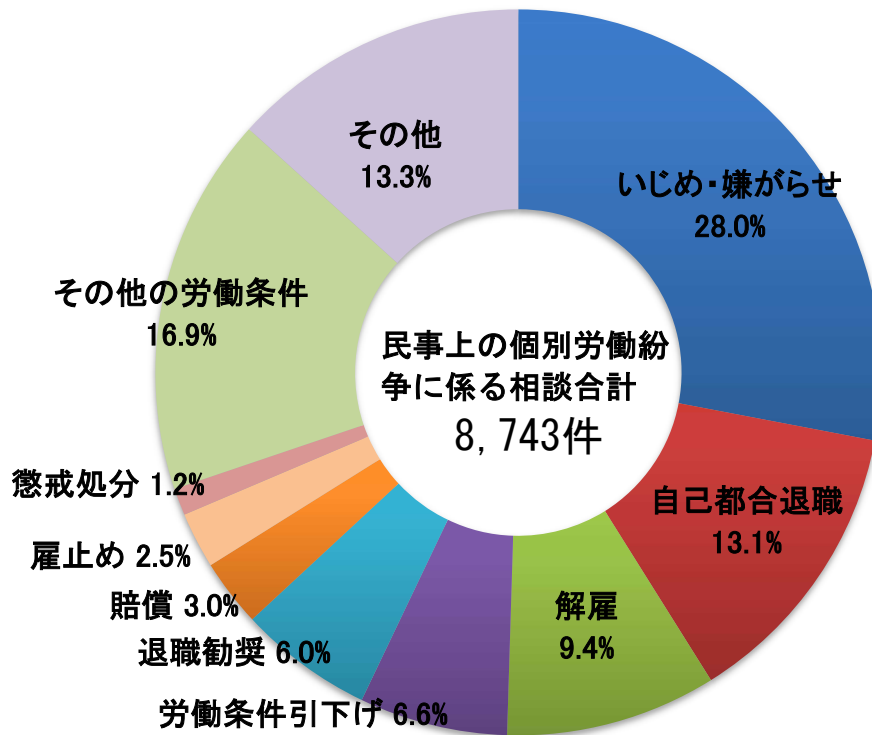
(※ 棒グラフ全体は総合労働相談件数を示し、民事上の個別労働紛争相談件数はその内数)



(2) 民事上の個別労働紛争に係る相談の内容は『いじめ・嫌がらせ』に関するものが28.0%と最も多く、全体の約4分の1以上を占めている。

次いで『自己都合退職』が13.1%、『解雇』が9.4%、『労働条件引下げ』が6.6%と続いている。

平成30年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳



[過去5年間における延べ相談件数]

	民事上の個別労働紛争に係る相談				
	計	いじめ・嫌がらせ	自己都合退職	解雇	左記以外
平成30年度	10,366	2,898 (28.0%)	1,353 (13.1%)	978 (9.4%)	5,137 (49.6%)
平成29年度	9,044	2,315 (25.6%)	1,222 (13.5%)	878 (9.7%)	4,629 (51.2%)
平成28年度	9,410	2,381 (25.3%)	1,308 (13.9%)	1,123 (11.9%)	4,598 (48.9%)
平成27年度	10,324	2,819 (27.3%)	1,270 (12.3%)	1,224 (11.9%)	5,011 (48.5%)
平成26年度	8,766	2,265 (25.8%)	954 (10.9%)	1,124 (12.8%)	4,423 (50.5%)

※ 相談が複数の内容に及ぶことがあるため、上記の相談件数は前出の「総合労働相談件数等の推移」上の件数とは異なる。

2 北海道労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

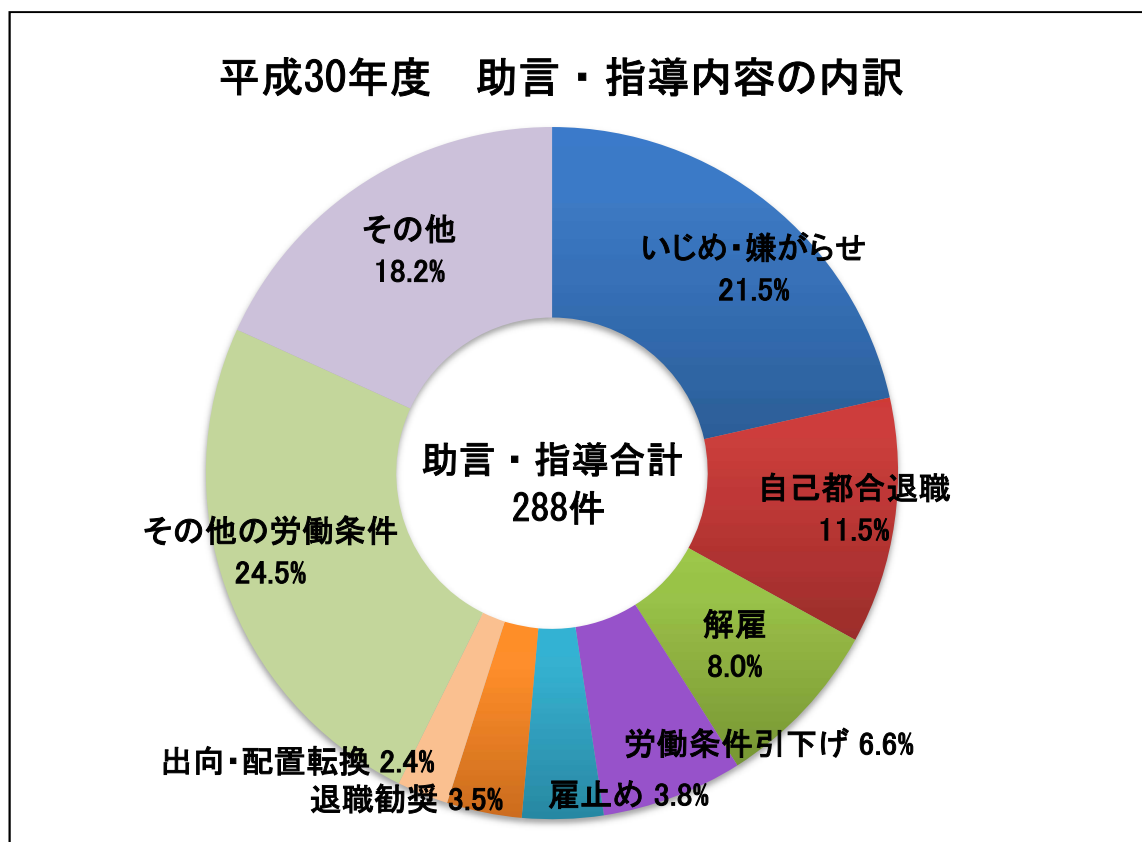
平成 30 年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は 288 件、あっせん申請受理件数は 260 件であった。

(1) 北海道労働局長による助言・指導

① 申出件数と内容

助言・指導の申出件数は 288 件であり、前年度に比べて 28 件の増加（前年度比 10.8%増）となった。

助言・指導の申出内容は『いじめ・嫌がらせ』21.5%、『自己都合退職』11.5%、『解雇』8.0%、『労働条件引下げ』6.6%などであった。



② 申出人の状況

申出人は労働者が 286 人、事業主からは 2 件であった。

労働者の就労状況は正社員が 50.7%と最も多く、次いで有期雇用労働者 22.6%、パート・アルバイト 17.0%、派遣労働者 3.1%であった。

事業場の規模は、10 人以上 50 人未満が 25.7%、10 人未満が 16.0%であった。

また、労働組合が無い事業場（不明事業場を含む。）が全体の 88.5%であった。

③ 処理状況

助言・指導の申出があった事案で、平成 30 年度内に処理を終了したものは 285 件（前年度からの繰越事案を含む。）であり、助言を実施したものが 281 件（98.6%）であった。

うち、1 か月以内に処理したのは 278 件（97.5%）であった。

（2）紛争調整委員会によるあっせん

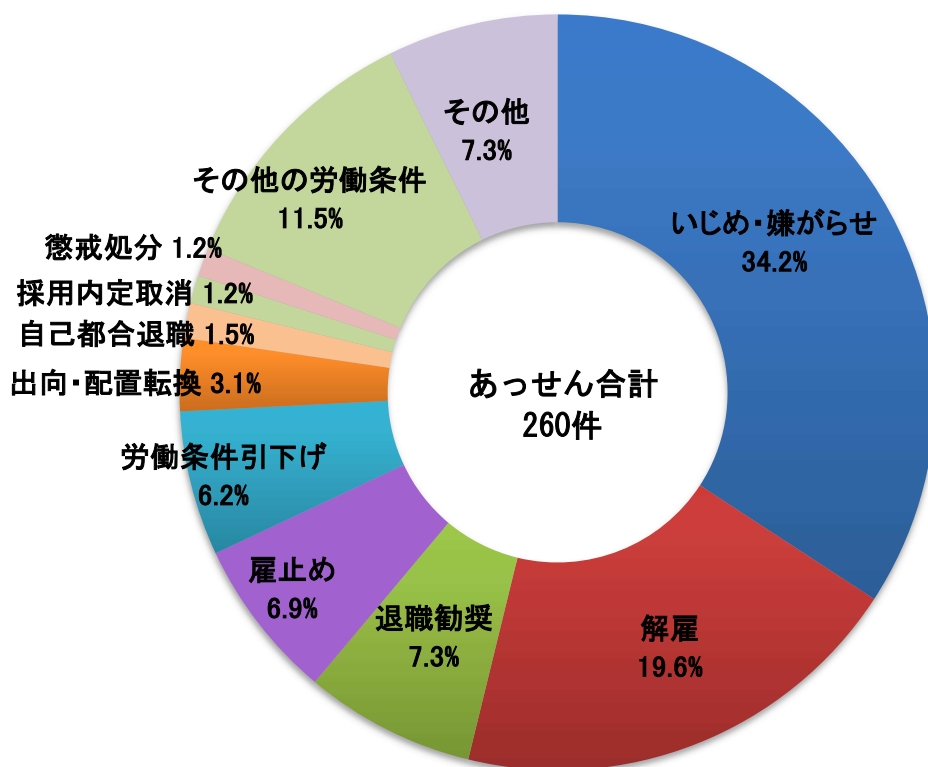
① 申請件数

あっせん申請件数は 260 件であり、前年度に比べて 4 件の増加（前年度比 1.6%増）となった。

② 申請内容

あっせん申請の主な内容は『いじめ・嫌がらせ』に関するものが 34.2%と最も多く（前年度は 22.7%）、次いで『解雇』が 19.6%、『退職勧奨』が 7.3%であった。

平成30年度あっせん申請内容の内訳



③ 申請者の状況

申請者は労働者が 258 人、事業主 2 件であった。

労働者の就労状況は正社員が 47.7%と最も多く、次いでパート・アルバイトが 23.1%、有期雇用労働者が 22.7%、派遣労働者 3.1%であった。

事業場の規模は、10 人以上 50 人未満が 28.5%、10 人未満が 16.9%であった。

また、労働組合が無い事業場（不明事業場を含む。）が全体の 94.2%であった。

④ 合意等の状況

あっせん申請があった事案で、平成 30 年度内に手続を終了したものは 254 件（前年度からの繰越事案を含む。）であり、このうち合意が成立したものは 92 件（36.2%）、紛争当事者の一方が手続に参加しない等の理由によりあっせんを打ち切ったものは 162 件（63.8%）であった。

被申請者が参加した場合の合意率は 65.7%であった。

また、処理に要した期間は 1 か月以内が 40.2%、2 か月以内が 85.0%であった。

〔過去 5 年間ににおけるあっせんの処理状況〕

	あっせんの処理状況				
	処理件数	参加件数	合意成立件数	合意率 (注1)	参加した場合の 合意率 (注2)
平成30年度	254	140	92	36.2%	65.7%
平成29年度	264	158	116	43.9%	73.3%
平成28年度	274	169	133	48.5%	78.7%
平成27年度	207	120	84	40.6%	70.0%
平成26年度	200	106	77	38.5%	73.0%

（注 1） 処理件数総数に対する合意成立件数の割合を示す。

（注 2） あっせんへの参加は制度上任意となっており、被申請者が参加した場合の合意率を示す。

平成 30 年度における助言・指導及びあっせんの事例

いじめ・嫌がらせに係る助言・指導

申出人は正社員として勤務していたが、上司から「バカ」「クズ」等といった侮辱的な発言や人を見下した言葉で詰め寄ってくるといった暴言などを日常的に受けている。責任者に相談し、対応を約束してもらったものの、調査や指導が適切に行われず、改善していない。

今後も働きたいと考えているため、職場環境の改善を求めたいとして、助言・指導を申し出たもの。

助言・指導の内容・結果

- ・ 事業主に対し、上司の行為は「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」で示されている類型（精神的な攻撃）に該当する可能性があり、会社の責任が問われる可能性があることから、パワーハラスメントの有無について調査し必要な対応を行うことについて検討するよう助言した。
 - ・ 助言に基づき、事業主が聴取調査等による実態調査を実施したところ、上司による暴言があったことが判明したため、事業主から上司への指導及び教育・研修が行われたことで、上司からの暴言はなくなり、職場環境が改善された。
-

解雇（退職勧奨）に係るあっせん

申請人は２年間正社員として勤務していたが、能力不足を理由に突然、賃金の減額及び２か月後の解雇を通告された。申請人が抗議したところ、数日後、解雇は撤回されたが、部署異動を命じられ慣れない業務に就くことになった。その際、今後、どんな小さなミスでも指導・教育すると言われた。

申請人は、元の部署での勤務を希望したがかなえられず退職したが、会社が行った一連の行為は実質的には会社の退職強要であるとして、経済的損失及び精神的苦痛に対し賃金４か月相当８０万円の補償金支払いを求めあっせん申請した。

あっせんの結果

- ・あっせん委員が当事者双方の主張を聞いたところ、申請人は、これまで特段能力不足やミスを指摘されたこともなく、始末書等の提出を指示されたこともなかった旨主張した。
 - ・それに対し、被申請人は申請者の能力不足や同僚等とのコミュニケーション不足を主張したが、それに対する教育・指導を実施した記録はなく、また解雇通告撤回後の部署異動の合理的理由も判然せず、双方の主張は食い違った。
 - ・これを受けて、あっせん委員が双方に対し、紛争の迅速な解決に向けて歩み寄りを促したところ、解決金として５０万円支払うことで合意が成立し、解決した。
-

令和元年度「北海道地域両立支援推進チーム」構成員名簿

※敬称略・順不同

所属団体・組織名	構成員	〒	住所	電話
北海道経済連合会 労働政策局	部長 北浦 省吾	060-0001	札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌Mビル8階	
北海道中小企業団体中央会 連携支援部	部長 馬込 毅	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル 3階	
日本労働組合総連合会 北海道連合会	副事務局長 齋藤 勉	060-8616	札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6階	
北海道医師会 事業第三課	課長 小林 淳子	060-8627	札幌市中央区大通西6丁目	
	主事 今野 要	060-8627	札幌市中央区大通西6丁目	
	主幹 角井 正純	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	
北海道保健福祉部健康安全局 地域保健課 がん対策グループ	相談支援係長 柳野 裕也	003-0804	札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	
独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター がん相談支援情報室	副所長 八反田 健	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル 2階	
独立行政法人労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター	事務長 本木 潤	068-0004	岩見沢市4条東16丁目5番地	
独立行政法人労働者健康安全機構 北海道中央労災病院 治療就労両立支援センター	事務局次長 吉野 康之	085-8533	釧路市中園町13番23号	
独立行政法人労働者健康安全機構 釧路労災病院 治療就労両立支援部	社会保険労務士 市村 通乃	064-0804	札幌市中央区南4条西11丁目 サニー南4条ビル	
※案内等の送付先は、アモール社労士事務所であて 〒064-0810 札幌市中央区南10条西14丁目1-25 GMSビル2階 電話011-215-1976 FAX011-200-0785				
一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会	会長 木川 幸一	064-8506	札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター	
公益社団法人日本医療社会福祉協会	副会長 木川 幸一	162-0065	東京都新宿区住吉町8-20 四谷ザンゴビル2F	
一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部	理事 桑原 富美恵	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目1-5 札幌ホワイトビル3階	

所属団体・組織名	構成員	〒	住所	電話
特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 北海道支部	キャリアコンサルタント 設楽 幸子	063-0053	札幌市西区宮の沢3条4丁目2-2	
国立大学法人北海道大学病院	地域医療連携係長 渡辺 国宏	060-8648	札幌市北区北14条西5丁目	
札幌医科大学附属病院 医療連携福祉センター	相談係長 田邑 泉	060-8543	札幌市中央区南1条西16丁目291	
旭川医科大学病院 がん相談支援センター	看護師長 澤田 裕子	078-8510	旭川市緑が丘東2条1丁目1-1	
北海道労働局	労働基準部	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎	
	労働基準部健康課			
	課長 本持 仁史 主任労働衛生専門官 尾張 裕一 労働衛生専門官 銅岡 卓哉			
	職業安定部職業安定課			
	課長 本間 信弘 職業紹介主任 小西 英則			
雇用環境・均等部指導課	副主任雇用環境改善・均等推進指導官 龍瀧 良之			

令和元年8月16日現在

第3回北海道地域両立支援推進チーム協議会

日時 令和元年7月25日（木）
13時30分～15時30分

場所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎10階会議室

次 第

1 開 会 あいさつ

2 議 題

- (1) 各機関・組織における両立支援に関する取組の実施状況
について
- (2) 両立支援の取組に係る事例集について
- (3) チーム構成員の拡充について
- (4) 今後のチームの活動について
- (5) その他

3 閉 会

各市町村長 殿

北海道労働局長

令和元年度 北海道最低賃金の広報誌（紙）への掲載依頼について

労働行政につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善等に大きく寄与しているものであり、その履行確保を図るためには、最低賃金額の周知がきわめて重要です。今般、北海道最低賃金が別添のとおり改正決定され、本年 10 月 3 日より発効することとなりました。

つきましては、広く道民の皆様への周知を図るため、貴市町村発行の広報誌（紙）への早期の掲載等について、特段の御協力をお願い申し上げます。

また、貴市町村ホームページ内の広報記事欄（トピックス等）への掲載につきましても、併せて御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ですが、広報実態の把握のため、掲載いただいた広報誌（紙）の写しにつきまして、FAX 送信いただきますよう重ねてお願いいたします。

【参考】

北海道労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金の引上げや処遇改善に向けた支援を実施しており、その活用促進に努めてまいります。（同封の最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業リーフレットを御参照下さい。）

<担当>

北海道労働局労働基準部賃金室 最低賃金係 松尾

電話：011-709-2311（内線3533）

FAX：011-756-0056

※ 広報例は、当局 HP（<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109.html>）→北海道労働局 HP 右側のバナー「最低賃金 861 円／時間」すぐ下にある「最低賃金の詳細」にファイル掲載しておりますので、ご活用ください。

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **861** 円

（効力発生年月日 令和元年10月3日）

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 Tel 011-709-2311（内線 3533）

・札幌中央 労働基準監督署 Tel 011-737-1191
・札幌東 労働基準監督署 Tel 011-894-2815
・函館 労働基準監督署 Tel 0138-87-7605
江差駐在事務所 Tel 0139-52-1028
・小樽 労働基準監督署 Tel 0134-33-7651
倶知安支署 Tel 0136-22-0206
・岩見沢 労働基準監督署 Tel 0126-22-4490
・旭川 労働基準監督署 Tel 0166-35-5901
・帯広 労働基準監督署 Tel 0155-22-8100

・滝川 労働基準監督署 Tel 0125-24-7361
・北見 労働基準監督署 Tel 0157-23-7406
・室蘭 労働基準監督署 Tel 0143-23-6131
・釧路 労働基準監督署 Tel 0154-42-9711
・名寄 労働基準監督署 Tel 01654-2-3186
・留萌 労働基準監督署 Tel 0164-42-0463
・稚内 労働基準監督署 Tel 0162-23-3833
・浦河 労働基準監督署 Tel 0146-22-2113
・苫小牧 労働基準監督署 Tel 0144-33-7396

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう！

北海道 最低賃金

861 時間額
円

令和元年
10月3日から

26円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
北海道労働局または最寄りの労働基準監督署へ
北海道労働局ホームページアドレス
<https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度

検索



北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 861 元. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 892 元. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 967 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 894 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 887 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

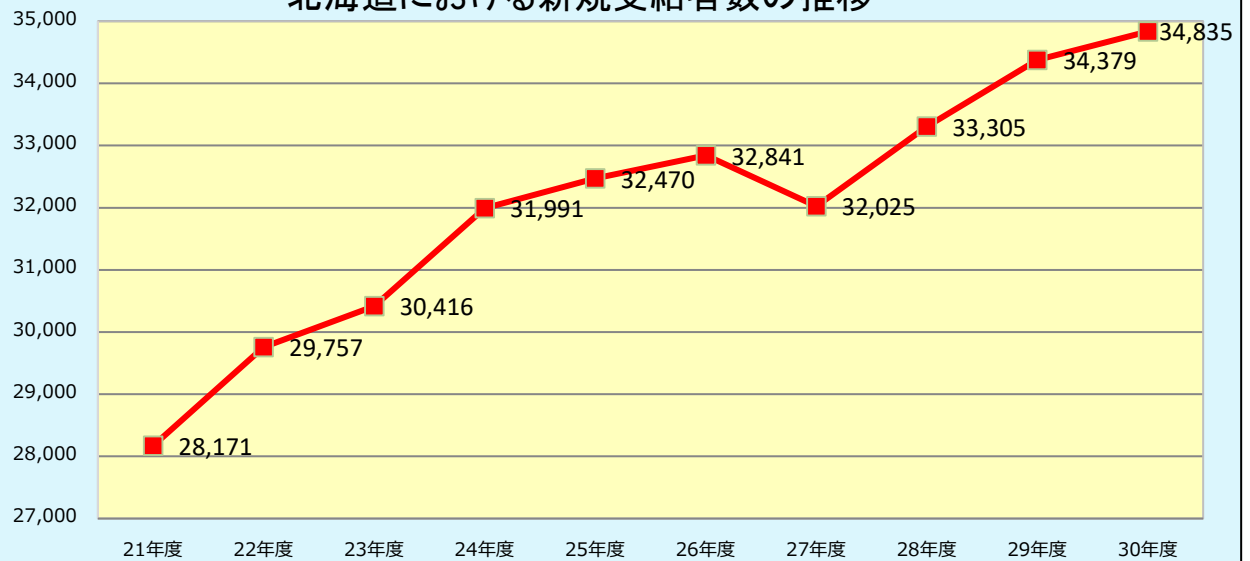
- 最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援策「業務改善助成金」は雇用環境・均等部企画課にて、非正規雇用労働者の処遇改善のための支援策「キャリアアップ助成金」及び賃金アップと離職率低下を支援する「人材確保等支援助成金」については職業安定部職業対策課にて対応しておりますのでお気軽にご相談下さい。

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

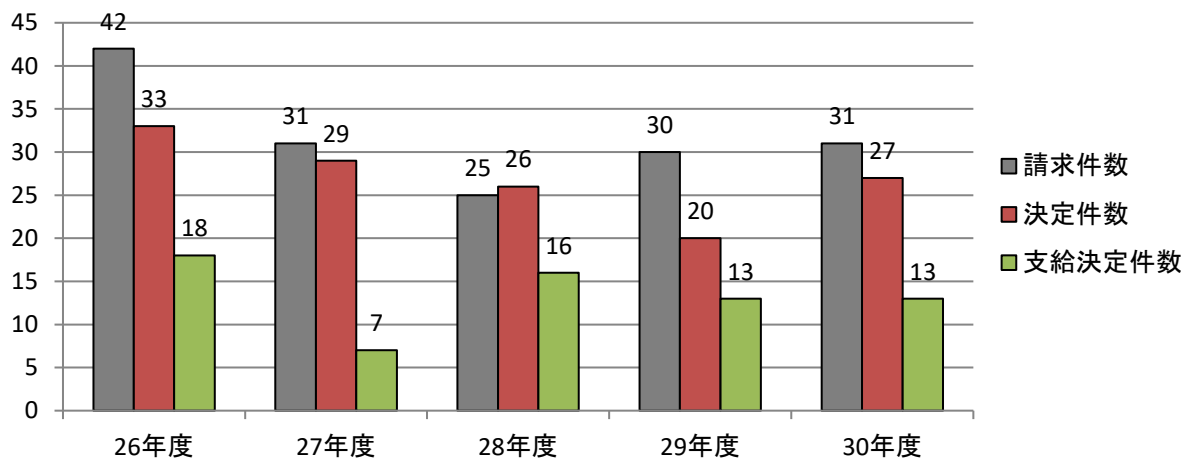
- ・ 最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



北海道における新規受給者数の推移



脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移



精神障害等に係る労災請求・決定件数の推移

